

マレーシア経済調査報告書

昭和38年3月

海外技術協力事業団

研
究
書

研
究
書



JICA LIBRARY



1058961[2]

国際協力事業団

受入 月日 84. 3. 22	113
登録No.01251	32
	KE

は し が き

政府はさきごろ、1963年8月に発足が予定されているマレーシア連邦加盟諸国（マラヤ、シンガポール、北ボルネオ、サラワク、ブルネイ）政府の要請に基づいて、これら諸国の経済的諸条件を調査し、新連邦成立後における総合的経済開発計画立案の基本方針や、工業化促進に適する産業の選定等につき関係諸政府に対し勧告すると共に、わが国からの経済技術協力の可能性を調査するため調査団を派遣した。当海外技術協力事業団は昨夏設立以来開発途上にある海外の地域に対して政府ベースによる技術協力を実施しつつあるが、その初年度最初のプランとしてこの調査団の派遣がとり上げられたことは喜ばしいことである。調査団は高杉晋一氏（経団連経済協力委員会委員長）を団長とし17人の専門家をもつて構成され、昨年9月3日羽田を出発し約3週間現地に滞在し、期待通りの成果をおさめて全員無事帰国した。本書はその調査報告書である。

開発途上にある国々に対するこの種の協力は、技術の国である日本として最も適切な国際協力的手段であり、また明治以来短時日のうちに技術革新を達成したわが国の実績を披露する上にも意義深いことであろう。われわれは政府の方針に従って今後もこの種の調査団を各地に送りたいと思つている。

そしてこれらの国々の開発に少しでも役立ち、相互理解を深めることに寄与できればこれにまさる喜びはない。

終りに本調査の任に当られた調査団長をはじめ、団員の方々の御苦勞にここに改めて感謝申し上げますとともに、調査団の派遣に御協力いただいた

外務省、経済団体連合会その他関係機関の方々に対し、この機会をかりて厚く御礼申上げる次第である。

昭和 3 8 年 3 月

海外技術協力事業団

理事長 渋 沢 信 一

目 次

1. 序 章	3
1-1. 調査団派遣までの経緯	3
1-2. 調査団の構成	4
1-3. 行事日程	5
2. マレーシア連邦結成と各国経済の問題点	10
2-1. マレーシア連邦結成問題	10
2-1-1. マレーシア連邦結成の背景	10
2-1-2. 現在までの経過	10
2-1-3. 各国の動き	11
2-2. マレーシア連邦の経済的問題	13
2-2-1. マラヤ連邦	13
2-2-2. シンガポール	19
2-2-3. 英領ボルネオ諸国	23
3. マレーシア地域にたいする企業進出の諸条件	25
3-1. わが国企業の進出にたいする現地政府の態度	25
3-2. 合併の相手	25
3-3. 労働の種類と質	26
3-4. 金 融	26
3-5. 技術水準と関連産業	27
3-6. 市 場	27
3-7. 交 通	28
3-8. 工業用地	29
3-9. 業種別にみた企業進出の諸条件	31
3-9-1. 織 維	31
3-9-2. 重 電 機	31
3-9-3. 軽 電 機	31

3-9-4. 鉦山物	32
3-9-5. 製鉄およびその他の重工業	32
3-9-6. 化学	33
3-9-7. 建築資材	33
4. わが国からの経済協力の可能性について	35
4-1. 政府の経済協力政策について	35
4-2. 貿易・企業進出上の諸問題について	35
5. マラヤ連邦の政治と経済	37
5-1. マラヤの地理と住民	37
5-1-1. 地勢と気候	37
5-1-2. 住民、言語	37
5-2. マラヤ連邦の政治と外交	37
5-2-1. 政治	37
5-2-2. 外交	40
5-3. マラヤ経済の現状	40
5-3-1. 概況	40
5-3-2. 財政	40
5-3-3. 金融	43
5-3-4. 産業	47
5-3-5. 貿易	47
5-4. マラヤの産業開発	49
5-4-1. 概況	49
5-4-2. 産業開発5カ年計画	49
5-4-3. 創始産業法	52
5-4-4. 外国資本に対するマジョリティの許与	52
5-4-5. 工業地帯創設	52
5-4-6. 民族投資会社	53
5-5. マラヤ連邦と日本	53
5-5-1. 貿易	53

5-5-2.	わが国商社にたいする活動制限	54
5-5-3.	日本の企業進出	54
6.	シンガポールの政治と経済	55
6-1.	一般事情	55
6-2.	シンガポールの政治情勢	55
6-2-1.	人民行動党と李光耀政権	55
6-2-2.	反対党とその影響力	55
6-2-3.	人種問題	56
6-2-4.	わが国とシンガポールとの関係	56
6-3.	シンガポール経済の現状と問題点	57
6-3-1.	金融、財政	57
6-3-2.	貿易	57
6-3-3.	産業	59
6-3-4.	労働事情	59
6-3-5.	華僑の経済勢力	60
6-3-6.	わが国との経済関係	60
6-4.	経済開発計画と工業振興策	62
6-4-1.	開発4カ年計画	62
6-4-2.	創始産業法	63
6-4-3.	経済開発局	64
6-4-4.	保護関税	64
6-4-5.	税負担の軽減	64
7.	英領ボルネオ諸国の現状	66
7-1.	サラワク	66
7-1-1.	地勢、気候	66
7-1-2.	住民、政治	66
7-1-3.	産業	67
7-1-4.	貿易	67
7-2.	ブルネイ	71

7-2-1.	一般概況	71
7-2-2.	産業、貿易	72
7-3.	北ボルネオ	74
7-3-1.	地勢、住民	74
7-3-2.	政治	74
7-3-3.	産業、貿易	74
7-3-4.	産業助成措置	75
8.	付属資料	77
8-1.	PIORリスト	77
8-1-1.	マラヤ連邦	85
8-1-2.	シンガポール	85
8-1-3.	北ボルネオ	88
8-1-4.	サラワク	89
8-2.	シンガポールEDB国産化希望リスト	90
8-3.	企業関係法規リスト	93
8-3-1.	マラヤ連邦	94
8-3-2.	シンガポール	95

以上

1 序 章

1-1 調査団派遣までの経緯

経団連がマレーシア地域にたいする経済協力問題に関心をいだいたのは、昭和34年であった。この年シンガポールは英国の自治州として、外交、軍事を除く全分野についての独立を達成し、新政府が経済開発のための諸政策を実施するに当りアジアの工業国である日本との協力を密にすることが必要との観点から、日本政府を通じて経団連にその検討を依頼してきた。そこで、経済協力委員会（委員長 高杉晋一三菱電機会長）においてこの問題を取り上げ、政府担当者とも連絡の上、種々の角度から研究した。このとき、シンガポール政府側では、同国にたいする企業進出を調査するための調査団の派遣と、新たに開発する予定のジュロン工業用地への工業設立とを特に希望していたものであるが、その当時の状況では、経団連でシンガポールのみを取り上げてさらに突込んだ調査をするほどには関係業界の関心が必らずしも盛上らず、むしろ個々の企業の判断にまかすべき問題であろうとの結論になっていたものである。

当初、シンガポール当局は、新工業地における製鉄一貫工場の設立を企図し、これに日本の製鉄会社の進出をとくに希望していたので、昭和35年春、鉄鋼連盟大阪事務所長手島氏および川崎製鉄常務大原氏の海外出張の途次現地を訪問することを依頼し、両氏は視察かたがた相手国当局者とも会談し、わが国産業界の意向を伝えるとともに意見の交換を行なった。その後この問題は、わが国関係企業と、先方政府業界との間に種々話し合いが続けられたが、結局シンガポール財界独力にてナショナル製鉄会社が設立されることになり、目下建設工事が進行中である。

その後、小野田セメント、丸善東洋石油などの進出が実現し、わが国とシンガポールとの経済関係も徐々に深まる方向に進みつつあったが、この間シンガポール呉財務大臣は、昭和35年8月と37年3月の2度にわたって来日した際に経団連経済協力委員会と会談し、経済協力の強化について重ねがさね申入れを行なった。

このため、経団連では、今後の東南アジアにたいする経済協力を推進するうえでの一つのテスト・ケースとして、またシンガポールの東南ア市場における地位の重要性の認識のうえからも、同国にたいする経済協力の可能性について重点的に研究するため、外務、通産両省の協力を得て経済協力委員会の下にシンガポール問題小委員会（委員長 橋弘作 日本機械工業連合会専務理事）を設け、前後10回にわたって会合を開き、資料の収集整備と、同国にたいする経済協力の基本問題について検討を行なった。

さらに、昭和37年に至つて、マラヤ首相ラーマン氏の提唱する、マラヤ、シンガポール北ボルネオ、ブルネイ、サラワクを合併したマレーシア連邦構想が急速に具体化し、シンガポールにたいする協力問題も、この新たな視点から見直される必要が起つた。昭和37年5

月にはシンガポール首相李耀氏が来日し、経団連首脳 7 度にわたって懇談し、そのさいマレーシア連邦結成の見通しについて話合うとともに、経団連としては小委員会の結論を待つて調査団を送ることなど経済協力の積極化を申入れこ。

昭和 37 年 6 月 30 日当海外技術協力事業団設立に伴い、投資前基礎調査委託費による第 1 回事業としてマレーシアにたいする経済協力の可能性の調査をとり上げ、調査団の編成については従来の経緯もあり経団連経済協力委員会に依頼し、経団連が以前から計画していた自己の調査団の派遣を一応取止めて政府の行なう調査に協力することになった。この結果、高杉経済協力委員長を団長に、橋シンガポール問題小委員長を副団長とする計 17 名からなる調査団を組織し、昭和 37 年 9 月 3 日より 9 月 25 日の期間、シンガポール、マラヤ、サラワク、ブルネイ、北ボルネオの各地を訪問することになったものである。

1-2 調査団の構成

団 長

経団連経済協力委員会委員長
三菱電機株式会社

高 杉 晋 一

副団長

日本機械工業連合会専務理事

橋 弘 作

団 員

旭硝子株式会社常務取締役

坂 本 美 夫

石川島播磨株式会社常務取締役

下 村 礼 輔

八幡製鉄株式会社取締役購買部長

我 妻 貞 一

住友化学株式会社専務取締役

谷 口 義 夫

日本鉱業株式会社専務取締役

河 合 堯 晴

東洋レーヨン株式会社常務取締役

木 股 寅 栄

日立製作所海外事業部次長

小 森 谷 享

松下電器産業蓄電池事業部技術部長

石 黒 精 夫

株式会社東京銀行常務取締役

滑 水 克 隆

日本輸出入銀行理事

斎 藤 正 年

海外経済協力基金理事

吉 田 信 邦

海外技術協力事業団開発調査部長

井 原 清

外務省経済協力局経済協力課

西 山 健 彦

三菱電機株式会社貿易部輸出二課副課長

白 土 明

経済団体連合会通商部

久 野 桂

(役職はいずれも当時のもの)

1-3 行事日程

(1) シンガポール

9月 3日(月)

1. シンガポール着

9月 4日(火)

1. 総領事館との打合せ
2. 李総理を儀礼訪問
3. 呉財務大臣を儀礼訪問
4. シンガポール政府およびEDB(経済開発局)と第1回会談
5. 総領事主催レセプション

9月 5日(水)

1. ジュロン工業用地視察
2. 英高等弁務官に儀礼訪問
3. EDB招待午餐会
4. シンガポール製造業社協会と会談
5. 同上招待晚餐会

9月 6日(木)

1. 英海軍工廠見学
2. EDB理事LIEN氏招待午餐会
3. 工場見学
4. 在留邦人代表招待晚餐会

9月 7日(金)

1. 呉大臣およびEDB代表と第2回会談
2. シンガポール・セメントおよび丸善東洋石油見学
3. 呉財務大臣招待晚餐会

9月 8日(土)

1. ジョホールにおいて繊維工場見学
3. 市内機械工場見学
3. クアラ・ルンブール着

(2) マラヤ

9月 9日(日)

1. タン上院議員招待晚餐会

9月10日(月)

1. 大使館と打合せ

2. ベタリン・ジャヤ開発公社訪問
3. マラヤ野沢フェデラル・アイアン、ライオン歯磨等見学
4. さんご会（在留邦人代表）招待晩餐会

9月11日（火）

1. 商工副大臣訪問
2. 商工省首脳部と懇談
3. マラヤ連合商業会議所と会談
4. ラーマン首相と非公式会見
5. 大使主催レセプション

9月12日（水）

1. コンノート・ブリッジ発電所見学
2. ポート・セツテンハム見学
3. ペナン着
4. マラヤワタ主催晩餐会

9月13日（木）

1. ペナン州首席大臣訪問
2. ブライ・パタワース地区見学
3. マラヤ海産見学
4. マラヤ海産招待レセプション

9月14日（金）

1. イポー着
2. イポー市長訪問
3. タセク地区見学
4. イポー市長招待午餐会
5. カメロン・ハイランド着

9月15日（土）

1. カメロン・ハイランド・ダム見学

9月16日（日）

1. シンガポール着

(3) 英領ボルネオ

9月17日（月）

1. ジエセルトン着
2. 総督にたいする記帳
3. 北ボルネオ中国人商業会議所招待ビュツフエパーティー

9月18日(火)

1. チーフ・セクレタリー儀礼訪問
2. 北ボルネオ政府関係当局者と会談
3. 調査団主催午餐会
4. サンダカン着
5. 中国人殉難碑および日本人墓地参拝
6. 英国レジデント招待レセプション
7. サンダカン在留邦人と会食

9月19日(水)

1. レジデントに儀礼訪問
2. 政府当局者と会談
3. サンダカン中国人商業会議所と会談
4. 北ボルネオ商業会議所と会談
5. 香港上海銀行訪問
6. 港湾、貯水場、漁業基地等を視察
7. 総領事館および調査団主催のレセプション
8. 丘氏主催の晩餐会

9月20日(木)

1. ブルネイ着
2. ブルネイ首席大臣儀礼訪問
3. 政府関係者と会談
4. 英国高等弁務官主催ティーパーティー
5. 首席大臣招待夕食会

9月21日(金)

1. アンドウキ着
2. シメル石油セリア油田訪問
3. シメル石油招待午餐会
4. クチン着
5. サラワク総督にたいする記帳
6. サラワク情報局にて映画会
7. サラワク青年商業会議所主催晩餐会

9月22日(土)

1. サラワク政府当局者との会談
2. シランテク炭坑見学

3. サラワク商業会議所と会談
4. クチン中国人商業会議所と会談
5. 発電所および港湾見学
6. 総領事主催レセプション

(4) 仕 上 げ

9月23日(日)

1. シンガポール着
2. 調査団最終検討会

9月24日(月)

1. 在シンガポール総領事館と最終打合せ

9月25日(火)

1. 東京帰着



2 マレーシア連邦結成と各国経済の問題点

2-1 マレーシア連邦結成問題

2-1-1 マレーシア連邦結成の背景

マラヤ連邦、シンガポール、北ボルネオ、ブルネイ、サラワク、を含むマレーシア連邦結成のうごきは、政治と経済の両面からの動機に支えられているといえる。政治的にみると、マレーシア地域はインドネシア、仏印三国、ビルマ等所謂中立諸国でも共産勢力の影響力の強い国々にかこまれており、たえず、その圧力を感じていたが、とくに最近ではシンガポールにおいては左翼勢力の活動が激しくなつてきており、放置すれば同島が赤化する危険さえも感じられた。

そこでマラヤ連邦にシンガポールを併合して、同島の赤化とそのマラヤへの伝染を防ぐというのがラーマン首相の提唱したマレーシア構想のねらいであつた。

(マラヤ連邦の治安維持規則はシンガポールに比べてはるかに厳しいので、共産分子の活動が非常に困難である。)しかし、住民の大部分が中国系であるシンガポールと合併した場合、マラヤ連邦在住者と合せて華僑が過半数を占めることになるので、マレー人の多い英領ボルネオをも含めて人口のバランスを保たんとしたものである。

この構想にたいして、シンガポールの李政権としては、マラヤとの合邦が先の総選挙のとき以来の人民行動党の公約でもあり、また赤色分子の抬頭を未然に防ぐための最善の策として積極的に実現化に努力してきたし、また英国としても、シンガポール、ボルネオにたいする支配を永久に続けることは考えられず、反共でかつ親英的なマラヤ連邦の主導権の下にこれら諸国を置くことが結局は利益であるとの立場から、ここに三者の利害が一致し、マレーシア連邦実現の方向にふみ出したものといえる。

2-1-2 現在までの経過

1962年8月1日マクミラン英首相とラーマン・マラヤ首相の共同声明によつて、マラヤ連邦、シンガポール、北ボルネオ、サラワク、ブルネイの間でマレーシア連邦を結成することが確定的となつた。共同声明の骨子は次の通りである。

- (1) マレーシア連邦を来年8月までに発足させる。
- (2) 連邦創設に関する公式文書は六カ月以内に調印される。
- (3) 将来の憲法の制定の方向を定めるために関係政府間の委員会を設ける。
- (4) 英、マ両国代表が北ボルネオとサラワクを訪問し両地域代表と協議する。ボルネオ住民の特殊利益保護について考慮する。

その後、同年9月にはシンガポールのマレーシア参加に関する住民投票が行なわれ、政府の方針が承認された。また関係政府間の委員会では、本年2月になつてサラワク、北ボルネオについて、両国代表の議会における代表の数や、英国の援助の額について合意に達

したといわれているなど連邦結成の準備が着々と進められている。

この反面、昨年12月のブルネイの反乱、フィリピンの北ボルネオにたいする領土権の主張、あるいは、インドネシアの連邦結成にたいする反対など前途の多難を想わせる事態が発生している。

しかし、調査団が現地で会見したラーマン、マラヤ首相、李シンガポール首相をはじめ英国のセルカーク高等弁務官なども、マレーシア連邦結成は万難を排して実現させるとのかたい決意を明らかにしており、今後も既定方針に従って必要な準備措置が続けられると思われる。

政治以外に、経済的要因も、マレーシア結成を助長した大きな理由といえる。この地域は英国統治時代から共通の通貨マラヤ・ドルを使用していたが、マラヤが独立し、シンガポール、英領ボルネオ諸国がそれぞれ別個の行政体となつた今日でも依然としてこれを使用しており、関係国政府の代表よりなる通貨委員会が発行の任にあたっているなど、共通の経済的基盤が多い。

しかも、連邦結成によつて、マレーシアは面積34万km²（日本よりやや小さい）、人口970万の国家となり、マラヤのゴム、錫、シンガポールの港湾、軽工業、サラワク、ブルネイの石油、石炭、北ボルネオの森林資源等を合せて、経済の多様性が増し、相互間の連繫強化によつて経済開発の歩調を一層速めることができると期待されている。

2-1-3 各国の動き

(1) マラヤ連邦

5ヶ国の中で最も人口が多く、ラーマン首相という好指導者を得ているので、新しい連邦の中でも中心的な存在となろう。

マラヤとシンガポールはともに工業開発に努力しており、従来はいわば競い合っている感があつた。合邦後シンガポールの政情が安定すれば、種々の点でマラヤ側が不利となる面も出ることが懸念されるので、両国の間に育成業種、関税その他の調整を行うことが望まれている。

(2) シンガポール

シンガポールは他地域と異なり人口の大部分が中国系であるということや、島全体が自由港としての機能を持ち、今後もそれを保持して行くことを望んでいることもあり、連邦結成後もいくらかの自主性を保つことが予想される。

さきに、シンガポールの李首相とマラヤのラーマン首相のあいだに取結ばれた、合邦の際の基本線を定める協定においても、シンガポール側は島内の教育と労働にかんしてはかなりの自治を認めることに決められている。

その反面、住民の全部が自動的にマレーシアの市民権を持つことができない。連邦議会の議員数が人口比例になつていないなどシンガポール側に不利な条項もある。連邦結

成で取締の厳しくなることをおそれる左派勢力は、これらの点に大衆の注目を集めて反対運動を行なってきたが、国民投票法案（合邦の是非でなく、その方法のみを国民投票に問う）の成立によつて政府側の勝利に終つた。

シンガポールとしては連邦結成によつて市場が、170万から約1000万に拡大し、原料の確保が容易になり、また、労力事情も改善される見込みなので、工業開発のペースが一層早くなることが期待される。しかし、同時に自由港としての機能をあくまで維持する方針でもあり、マラヤ、ボルネオ諸国の工業開発計画との調整も必要で、これらは今後どのように決められるかその成行きが注目される。

(3) 英領ボルネオ諸国

マレーシア連邦に英領ボルネオを加えるかどうかについて、住民の意向を中心に現地調査を行なつていた英国、マラヤ混合のコボルト委員会はさきのマクミラン、ラーマン会談に先立つてその報告書を提出した。その骨子は、住民の大部分がマレーシア結成に賛成である、合併に当つては住民の利益が護られるように十分な措置をとるなどであつた。英領ボルネオは他に比べて開発が遅れているが石油などの地下資源や、木材など資源的に恵まれているので、この開発と、住民の教育、福祉の向上が今後の課題となろう。

(a) サラワク

いまのところ、国民の意見は、賛成、反対、条件付賛成などまちまちであるが、農村では圧倒的な数の優位を占めるDayak族やマレー人らの原住民は、若干の条件をつけながらも、原則的にマレーシア構想を支持し、なかには共産主義の脅威を防ぐにはこれを具体化する以外にないとする者もいる。これに対し、マレーシア構想に根強く反対しているのは華僑と一部少数原住民、その勢力はサラワク統一人民党（Sarawak united Peoples Party）によつて代表される。

かれらは、合邦よりもサラワクの独立が先だとし、マレーシア問題は独立を獲得してから考えればよいと主張するが、その裏には、マレーシア連邦が結成されれば、マレー人の政治的優位が確立され、共産主義の脅威を防止するという名目で華僑迫害が起ることを懸念する向もあるようである。

(b) ブルネイ

ブルネイのSultanは、いまでこそ小さなブルネイ統治者にすぎないが、もともと北ボルネオ、サラワクを支配したという矜持もあり、みずから地域における最高権力者と自認しているだけに、マレーシア連邦参加には気乗薄だと伝えられる。また、財政の赤字に悩むマラヤ連邦が新連邦の中軸となることについて、財政的バランスの上からも参加に消極的だつたともみられる。

ブルネイ人の中には、マレーシア計画に賛成するものと、独立が先だと主張する者があり、ブルネイ人民党（Partai Rakyat Brunei）などは、「われわれ当面の

目標はブルネイの独立である。ついで、サラワク、北ボルネオに呼びかけて United Borneo を結成すること。マレーシア計画はその後に考えるべき問題だ」としている。先の叛乱を起したものはこのグループであるが、間もなく鎮圧された。今のところこの動きがサラワク等に拡大する気配はなく、局部的なものとして留まる見込みである。

(c) 北ボルネオ

財政状態にゆとりのある北ボルネオも、他の2地域と同じく、合邦への積極性はなく、マラヤ連邦やシンガポールの場合のような統合の必然性も感じられなければ、主動的な動きなどもちろみられない。

北ボルネオには、昨年、二つの政党が生れたが、そのうち一つは統一国民カダザン組織（ドゥスン族系）で、いま一つは民主党（中国人系）である。

北ボルネオについては、フィリピンが領土権を主張しているが、英国はこれを無視する態度をとっている。

2-2 マレーシア連邦の経済的問題

2-2-1 マラヤ連邦

(1) マラヤ経済の基本的性格

(a) オ一次産品への依存

マラヤ連邦は、東南アジアにおける最も豊かな国の一つである。その1人当たり国民所得は、約300米ドルで、シンガポール及び日本に次いで大きい。この高い所得をもたらすものは、主として、二つのオ一次産品すなわち、ゴムと錫である。

ロンドンの一植物園で、ブラジル産種子から栽培された22本の苗木がはじめてマラヤに移植されたのは、1877年のことであつた。それ以来100年足らずの間に、マラヤは世界最大のゴム生産国となつた。ゴムの輸出は年々、5億米ドル乃至6億米ドルの外貨を獲得している。同様に錫の輸出は年々、1億米ドル乃至1億8千万米ドルの外貨を獲得する。これらの金額は、マラヤの比較的小さな人口（67.0万）を考慮するなら、印象深い。ちなみに人口4億を超えるインドの年総輸出額は、14億米ドルであり、人口約1億のパキスタンは、わずか4億米ドルである。

反面、マラヤ経済は、前述の二産品に殆んど全面的に依存している。例えば、ゴムは、総輸出の70%を占め、その総生産額は、GNPの25~30%を占めている。このことは、輸出に於いて特に顕著である。ゴムと錫だけで、総輸出額の90%を占めている。ここに、われわれは所謂モノカルチュア経済の典型をみることができる。

以上の事から、マラヤ経済は、ゴムと錫の国際価格の変動にたやすく影響を受けると云える。特に、代替品たる合成ゴムの増加によるゴム価格の下落は、マラヤ経済の将来に影を投げかけている。マラヤオ二次5ケ年計画の資金計画は、ゴムの平均価格、ポンド当り80マラヤ・セントという仮定に基いて樹てられているが、ゴム価格は、す

でに79セントに下落してしまい、現に1962年の連邦政府予算は、75セントという推定価格に基いて組まれた。更に最近に至り、ゴムの平均価格約5セント下落という推定のもとに資金計画は低めに組み換えられている。

かゝる事情から、マラヤ政府が、計画外の輸入あるいは、民間資金流出の直接制限を好まない以上、政府は、更に外国から追加借款を受けるか計画を変更するかのいずれかを選ばねばならないだろう。

いずれにせよ、少数のオ一次産品に大きく依存しているということが、マラヤ経済の最も顕著な特徴といえる。

(b) 民間資金の大量の流出

マラヤ連邦の国際収支をみると、意味深い事実つまり、民間資金が驚くべく多量に流出していることがわかる。例えば1960年貿易取引においては、902百万マラヤ・ドルの黒字を計上したが、貿易外取引のサーヴィスにおける赤字と純民間振替支出とがそれぞれ総計322百万マラヤ・ドル、240百万マラヤ・ドルとなつたため、全体としての黒字は、389百万マラヤ・ドルに減少した。ところでサーヴィス勘定および民間振替の内容は、次の通りである。

オ一に、サーヴィス勘定のうち最大のものは、総計323百万マラヤ・ドルに及ぶ投資所得の海外支払いであり、二番目は、108百万マラヤ・ドルの運賃及び保険の支払いである。投資所得収支については、マラヤ側もその海外投資からの受けとり(84百万ドル)があるので支払の一部は、相殺されるが、運賃及び保険については、何等受取りがない。オ二に民間振替支払は、個人による送金と民間企業による年金及び保償支払とからなつている。

マラヤの国際収支表が明らかにするこれらの事実は、マラヤ連邦の社会的歴史的背景を反映しているものといえよう。マラヤ連邦は、人口の50%がマレイ人、37%が中国人、11%がインド人及びパキスタン人、残りの2%がアジアの他の諸国民及びヨーロッパ人からなる一種の複合社会である。しかし、人口の多数を占めるマレイ人は、村落で辛じて生存を保つ程度の水準で生活しており、近代的な企業家、実業家として活躍しているマレイ人は極めて少数である。

歴史的にみて、経済活動は、主として英国人と中国人の行動力に委ねられてきた。ゴムにしても錫にしても、その開発は、主として彼らによつて進められてきたのである。そのような歴史的背景を反映して、大きなゴム農園と錫鉱との大部分は、依然ヨーロッパの会社と中国人とに所有されている。J.J.Puthucheary は、その著書“マラヤ経済に於ける所有と支配”(Ownership and Control in the Malayan Economy・1960・26頁)で、マラヤ連邦の“ゴム統計ハンドブック1953年”(Rubber Statistical Handbook 1953)から興味深い引用をしている。

マラヤの耕地面積 5.5 百万エーカーのうち、1.9 百万エーカーは、夫々 500 エーカー以上の面積をもつゴム農園エステートよりなつているが、この 1.9 百万エーカーのうち、1.6 百万エーカー（83%）が、ヨーロッパ系会社の所有するところである。錫鉱については 1954 年には中国人所有の鉱山が 611 であつたのに対し、ヨーロッパ人所有のものは、108 であつた。しかし生産量からみると、ヨーロッパ系の方が、中国系より大きい。つまり中国系鉱山の生産が 520,000 ピクルであるのに対しヨーロッパ系は、834,000 ピクルである。ヨーロッパ人所有の鉱山は、76 の会社に属しており、従つて一会社当り平均産出量は、中国系の約 12 倍となつている。

その後もかかる所有形態に、基本的な変化が起つたようにはみえない。それ故、マラヤの主たる生産部門において、ヨーロッパ人が圧倒的な支配権を握つていているということは特記されるべきである。

適切な統計資料がないため、輸出入におけるヨーロッパ系諸会社の占める比重を把握するのは容易ではない。しかし Puthuchery は、前述の著書の中で、マラヤの輸入のうち 60%、輸出のうち 65~75% がヨーロッパ人の手中にあると述べている。これらの取引は、確立されたエージェンシー・ハウス組織を通じてなされている。銀行業、保険、海運もヨーロッパ人の強い支配下にあると思われる。

更に、インド人及びパキスタン人の労働者による母国への送金が、かなりの量になる模様である。これらの諸要素を考慮するなら、民間資金の流出が、かなり高いということには、何等の不思議もない。かくしてマラヤ経済の構造そのものに由来する民間資金の多額かつ絶えざる流出がマラヤ経済の才二の基本的特徴といえる。

(c) 複合社会とその経済的意味

既に述べたように、マラヤの人口中 50% が、マレイ人である。この大部分は、農業に従事し、村落において、市場経済から切り離された生活状態で、自給自足的経済生活を営んでいる。彼等は、しばしば、所謂“パディ クンチャ” (Padi Kuncha) により大きく負債を受けているといわれる。つまり農民は、収獲前に債権者から物資と貨幣を受けとり、代りに収獲期に高利をつけて、初米を手渡すことを約束する。債権者より提供された物資の価格と、米価との差は、信用が貨幣で与えられた場合よりも一層負債を重くし、そのため、農民は、出口のない貧困の悪循環の中に巻き込まれていく。

Dr, Victor Purcell の行つた国民所得計算によれば、(Malaya: Communist or Free?) 国民所得（但し、所得税査定上計算可能のものに限られ、自給自足経済に依存しているマレイ人の所得は、除外されているものと考えられる）は、人口の人種的構成比率に逆比例して、配分されている。すなわち、非アジア人（大部分はイギリス人であるが）が 4.3%、中国人が 36.8%、インド人が 8.0%、マレイ人が 4.3% と

なっている。こゝから、底辺が貧困に縛りつけられたマレイ人よりなり、頂点には、母国の経済と密接に結びついているヨーロッパ人が位置し中間に中国人とインド人のいる一種の経済的ヒエラルキーの存在が感じられる。

その経済的地位とは対称的に、政治権力を掌握しているのはマレイ人である。すなわち12名の閣僚のうち9名がマレイ人であり、残りのわずか3名が中国人である。この政治権力と経済力との隔絶が種々の微妙な問題を誘発する傾向にある。

(2) 問題点

(a) 経済開発計画

マラヤ政府は現在、総投資額5050百万マラヤ・ドルにのぼる第2次5ヶ年計画(1961年~1965年)を実施中である。同計画によれば計画策定の主たる動機は、人口の急速な増加とゴム及び錫価格の不安定性である。つまり、前者は1人当り国民所得を現在の高水準で維持することを困難にし、後者はこれら二つの輸出生産物の価格変動の影響から国民経済を保護することを必要とするからである。その重点は、農業に置かれ、具体的には主として地方開発とゴムの植代えが対象とされているが、同時に、工業化促進に努力が傾注されている。調査団は、クアラ・ルンブール近郊のベタリン・ジャヤを始め、ジョホール・バル、ブライ・パタワース及びイポー近郊のタセクに造成され、あるいは造成中の工業用地を視察し、これら工業用地造成のために各地方政府の払っている努力に強い感銘を受けた。しかし、未解決の問題が幾つか残されている。

(i) 種々の工業用地に着手されるプロジェクトの調整

調査団が知り得た限りでは個々の各工業用地で着手され、あるいは着手される予定のプロジェクトにつき全国的な観点からの調整は具体的には殆んどなされていないかの如くである。各工業用地は、他の工業用地に創設される産業と無関係にその欲する業種を自由に選べるように見える。例えば、ベタリン・ジャヤにおいて、調査団は、ベタリン・ジャヤに誘致されたあるいは誘致される予定の産業と創始産業表との関係について訊ねてみたが、これら二つの間に何等関係はないという答を得た。創始産業に指定されようとされなかりと、当該産業が、公衆衛生上無害と判断される限り、工業用地には如何なる産業も設置できる。つまり、産業の選択は、個人企業家にまかされている。マラヤ国内市場に限度があることを考慮するなら、これは、危険な競争を生み出すことになる。

(ii) 電力供給

中央電力委員会統計によれば、総発電能力は、170000KWを超えない。たとえカメロン・ハイランドの水力発電計画が完成した場合に予想される電力供給量の増加を考慮したとしても総発電能力は、こゝ当分300000KWを下廻るであろう。

う。また発電能力が工業化の進展に伴い増大する性質のものであるとしても、これは尿素やアルミニウムなどの多量に電気を要する産業(しかも、これは、マラヤ連邦の創始産業計画の中に含まれているものであるが)をエンカレッジする条件ではあるまい。

(v) 関税保護

連邦政府は、関税諮問委員会を設け、申請があれば、国内製品を関税によつて保護することの妥当性を検討できることとしている。しかし、連邦政府は、関税保護には気乗りしない模様であつた。政府のかゝる態度を反映して、同委員会が何等かの結論に達するまでには、通常かなりの長い時間がかゝる。調査団は、保護関税を適用する際には、消費者の立場からその長所、短所を比較考慮し、最大の注意を払わねばならないということは充分理解している。しかし、いやしくも工業化を妥当な速度で推進するとするならば、政府は、この点に関し、より確固たる態度を採るべきであろう。

(vi) 金融機関の不備

マラヤには、政府の資本参加(5%)を得ているマラヤ工業開発金融会社(The Malayan Industrial Development Finance Ltd.)があり、民間部門のプロジェクトの金融を援助する仕事にたずさわつている。しかし、これは、主として民間資本からなつており、その資金力も充分とは思われぬ。政府の開発資金を民間に流すために、シンガポールの経済開発局のように政府の金融出資に基く大きな融資能力をもつた金融機関を創設することが望ましいと考えられる。もう一つの問題点は、中央銀行業務に対し課されている制限である。それが通貨安定の上に貢献していることは疑いないが、反面制度として、かゝる制限を課されていることが、通貨造出上、柔軟性を欠くこととなつて、工業化の促進を制約する べがないかという問題があろう。1961年1月1日に発効した1960年マラヤ、英領ボルネオ通貨協定によつて、通貨委員会は始めて、300百万マラヤ・ドルを限度として協定参加政府が発行しあるいは保証したドル表示証券を資産に加えることができるようになった。このことは、経済開発を進める上に、この面である程度の自主性をマラヤ政府に与えたものとして注目してよからう。

(b) 資金源

さきに指適したように、民間資金は、絶えず海外に流出している。これは、少くとも三つの面からみて、連邦の経済開発にマイナスとなつている。才1に、国内資本形成に対して与える自明の不利な影響は別としても、ゴム価格の下落に伴い政府が求めようとしている外国からの借款の根拠を弱くする。才2に所得の大きな部分が外国へ流出する結果、国内の需要を減少せしめ、かくして新たな投資意欲がそがれてしまう。

才るにこれらの利潤がマラヤでは何故再投資されないかと、外国の投資家に疑問を持たせる。その結果、彼等はマラヤには、興味のある投資機会がないのではないかと推論してしまふことにもなる。

(c) 社会構造の複雑性

前にも述べたように、政治権力は、経済活動への参加が依然極めて限られているマレイ人の掌握するところである。マレイ人が経済的に不活潑なことは経済面で活躍する中国人に比してマレイ人の所得水準が低い事に表われている。我々の印象では、これ等二人種の完全な結合は、宗教及び風習の相違からみて近い将来においては困難であるように見える。工業がまだ初期の段階にある時期には、政府の保護が特に必要とされる。従つて政治のマレイ人と経済の中国人との間の協調関係を促進することが速やかに経済開発を進める上に不可決の条件とならう。同時に、経済活動にマレイ人がより多く参加することは、全体としての国家の経済開発に貢献するところ大であらう。この意味において、マレイ人の工業投資を促進するために最近設立された民族投資会社は、重要な役割を果すものと期待される。

(3) 評 価

(a) 1954年にマラヤに派遣された世銀使節団は、その報告書で以下のように述べている。

「大きな技術又は地理上の発見でもない限り、マラヤに大規模な工業を新設しうる可能性は限られているように見える。」

「将来における、マラヤの工業開発は過去におけると同様主として国内及び近隣市場を対象とする広範囲の様々な工業業種についてそれぞれ小さな規模の生産を行なうという型をとることになると思われる。」

「典型的なマラヤ工業の型は、東洋と西欧の中間的な形とならう。つまり一方では極めて高度に機械化された資本集約的な工業や生産過程を避けると同時に、他方ではアジア諸国のあるものでは可能な設備と技術的訓練を犠牲にした労働力の濫費をも避けねばならぬ。」(「マラヤの経済開発」9.9.120-121 1955年 the Johns Hopkins Press)

世銀使節団派遣後8年になるが、我々は世銀使節団の見解に全面的に賛成するものである。現行賃金は、ゴム、錫、その他の一次産品の繁栄と、それに伴う輸出入貿易の繁栄の結果としてアジアの水準から見れば高いものとなつている。その事は、国際価格競争に耐え得る労働集約的産業が困難であることを意味している。一方、マラヤが産出する基本的原材料は、鉄鉱石を除けば、近代的な工業開発とは、殆んど関係がない。(ゴム及び錫使用産業は、消費地域近辺に位置する方が有利である。)安価な電力資源及び国内の燃料供給源も極めて限られている。それ故、我々は、一方にお

いて相対的に高価な労働力と他方、各地域の原材料の工業的な利用可能性の限界とからみてマラヤの工業化は、極めて限られた範囲内においてのみ可能であると結論せざるを得ない。

- (b) 我々はマラヤの急速な人口増加からみると、何等かの形での工業化がマラヤにとって長期的には必要であるということを理解している。しかし、マラヤの人口増加の圧力は、インドやバキスタン程強くはなく、従つて連邦政府としては、外貨獲得用の才一次産品に主要な重点を置いてもいい理由があると感じられた。

その意味においては、マラヤ連邦政府が才2次5ケ年計画の重点を農業に向け、特に地域開発とゴム移植に基礎を置いた事は、賢明といえる。

- (c) 以上に照して、我々の経済協力は二つの形態をとることができよう。

合併事業

- (i) 現地産原材料或いは輸入原材料を使用し、国内市場を対象として将来のマレーシア連邦構成諸国間の関税取極及びもしそのまま放置されるなら、危険な競争を生むかもしれないマラヤとシンガポール間の工業化計画についての調整が行なわれるまでは消費財を生産する小企業の合併事業が考えられる。但しこの分野では、特に二つの問題点に留意しなければならぬ。一つは伝統的な輸入販売組織であつて、それは、輸入品依存を助長し、輸入品と競合するが故に国内産品が市場に入り込むことを好まない傾向がある。他の一つは、輸入について政府がとつている寛容な態度である。それ故、合併事業は、たとえPIOの指定により種々の保護策が採られたとしても、販売面から生ずる様々な困難を克服せざるを得ないという事を覚悟すべきである。

(ii) 技術援助

これは、我が国として多くのことがなしうる分野である。嬉しい事に、調査団は、ベナンで、コロンボ計画により日本が派遣した専門家の指導により、米の生産量が、3年間で350%も増加したと教えられた。技術の改良により生産は増加し、その結果所得と需要は増大する。従つてマラヤに対する技術援助計画を合理的に拡大していくことは、望ましい事である。

2-2-2 シンガポール

(1) 工業化の原因

シンガポールの1961-64年開発計画によると、工業化を必要とする主な理由は二つ上げられる。

(a) 高い人口増加率

シンガポールの人口は、世界最高の率で急速に増加している。1947年から1957年までの年平均増加率は、4.3%であつた。このうち3.6%が自然増加によるも

のであり、0.7%は移民によるものであつた。それ故シンガポールの最大の仕事は、増加する人口に対し、充分な就業機会を提供することである。

(b) 中継貿易の停滞

シンガポールの繁栄は、従来中継貿易と結びついていた。もし、今後中継貿易が急速に拡大し得るものなら、増加する人口に対し輸出入貿易及び付随するサービスにより充分就業機会を与えることができよう。しかし、統計によれば、主として近隣諸国が製造工業を開発して、輸入を減少せしめようとしていること、又、才2にこれら諸国が自国生産の原材料を利用者である工業諸国と直接貿易しかくてシンガポールを迂回する傾向があることのために中継貿易は、過去5年間停滞気味であつた。それ故、シンガポール政府は、中継貿易拡大の可能性は極めて限られており、将来においては減退する危険すらあると結論し、急速に増加する人口に対し、職を与えるため、工業化に重点を置くことを決定した。今まで余り認識されていないが、シンガポールにおいては、製造業が中継貿易に劣らず、雇用及び国民所得の上に大きな役割を果たしてきた。このことが、政府を勇気づけて工業化の方向に踏み切らせる一因ともなつている。

(2) 問題点

工業化に対するシンガポール政府の努力は二つの面すなわち工業用地の造成及び民間産業投資促進のための立法上及び行政上の組織の確立に向けられた。

現在、島の南西部ジュロンに造成中の工業用地は、広さ約9000エーカーを有し、そのうち127エーカーは軽工業用に、265エーカーは重工業用に向けられ、今年末までに完成すると期待されている。産業投資促進策としては、政府は経済開発局を設置し、民間企業により着手されたプロジェクトに対し財政的技術的援助を行なうと共に、更に一連の法律、政令などにより、生産開始以来5年間は利潤に対する課税免除、関税保護、政府及び政府機関による生産品の優先購入などの措置を講じている。従つて投資家に対し政府の提供する便宜に関する限り、シンガポールは、投資をする上に最も興味を持てる地域の一つであろう。しかし、問題は少なからず存在する。

(a) 自由港と工業化

自由港に産業を設置した場合有利と考えられる点は、免税で輸入された原材料を基礎に、通常以下の価格で製造品が輸出できるということであろう。もし、こういうことが、シンガポールにも当てはまるなら、その工業化が成功する可能性は充分ある。では、シンガポールの労賃、水、電力などの生産条件はシンガポールと同じ様な地位にある他地域と比べて有利であるといえるであろうか。調査団は、シンガポールのような場所で通常製造するに相当と考えられている多くの製品について、考察してみたが、回答は、否定的とならざるを得ないように思われる。労働力と公益施設のコストが高いことが、この種工業の設立を困難にしている。

それ故、シンガポールの工業化は、才1に国内市場と特別の関税協定の下における近隣諸国市場とを対象とすべきである。かゝる場合でも、少くとも当初においては、海外からの競争に対し産業を保護すべきであり、それは、多くの輸入製造品に対し保護関税を課すことを意味する。しからば、多くの輸入品に対し保護関税を課すことは、自由港としての地位と両立するであろうか。

シンガポール政府当局の説明によると、シンガポールの自由港貿易は大部分、シンガポールでは生産されそうもない製品から構成されているので、これらの二つの政策の間には何等矛盾がないということである。つまり、一方には、中継総貿易量の $\frac{1}{4}$ を占めるゴムがあり、他方には、こゝ当分はシンガポールでは生産されそうもない時計などの生産物がある。従つて当初の段階において必要な場合関税保護により現地産業を保護することは、可能である。

(b) 市場の大きさ

そうであるとすれば、シンガポールで生産される製品は、大きさに限度のある自国市場と将来のマレーシア連邦を含む近隣諸国市場において消費されることになる。シンガポールの人口、1,700万人の需要のみでは、一寸した規模の産業になるともはや経済的に成り立つことの困難なことは自明の理である。それ故シンガポールがその製品を自由にマレーシア諸国に輸出し得るように、マレーシア諸国と或種の関税取扱を取り結ぶことは、必要不可欠の条件である。人口、6.4百万のマラヤ連邦がまず注目さるべきである。しかし、シンガポールにとつて不利に働くかもしれない三つの要因がある。まず才1にマラヤも又自国の工業化を実施しており、同様海外製品から保護せねばならない幼稚産業を持つている。才2に、輸入税は、マラヤの財政収入の重要な項目となつている。才3にマレー人は、圧倒的に中国人の多いシンガポールの工業化を援助することどこまで非常に熱心であり得るか疑問なしとしない。

(c) 製造されるべき品目

調査団は、「経済開発局がシンガポールで製造されることを希望している諸生産物」の表を手渡された。その表には、カーバイト、青酸カルシウム、アンモニア等の化学製品が含まれている。アンモニアの場合、硫安換算の年間生産額は、120,000トンないし180,000トンとされている。調査団は、かゝる小規模でのアンモニア生産は、経済的に成り立ち難いであろう旨を指摘した。日本の場合、関連産業による相互補完関係があり、生産条件は遙かに良好であるが、適切な年最低生産量は、一般に250,000トン以上とされている。シンガポールにとつては、必要設備のために多額の資本を要する基礎物資の生産を計画するよりもむしろ、安価な輸入原材料により才二次製品の製造を行う方がよいのではないかとの見解が表明された。表に上げられた全項目について技術的な詳細に立ち入つたわけではないが、調査団は、シンガポールで製造されるべき製品の選択にはなお考慮すべき余地があると感じた。

(d) 労働

シンガポールの直面している大きな障害の一つは、シンガポールにとって輸出競争相手となるような諸国の労賃に比べて、シンガポールの労賃が高いということである。例えば大学卒業者の初任給は、600マラヤ・ドルから900マラヤ・ドルである。高校卒労働者は150マラヤ・ドルから300マラヤ・ドルを得、初等教育終了者は150マラヤ・ドルを得ている。電力及び水のような公益事業のコストが高いことと相まって、高賃金が生産費をますます高いものにする。それらの諸要素が予想される市場の大きさに適わしい小規模の産業と結びつく時、生産費は一層高くなる。

シンガポールの労働事情の別の重要な面は、政治意識が高い点である。この点については既に多くのことが述べられているのでこれ以上言及することは差し引かえたい。

シンガポールの中国人実業家達は、シンガポールを祖国とし、根の生えた経済活動を営みたいとの強い意欲をもっており、非常に安定しているとの印象を受けたが、他方、労働者達の中には彼等の祖先の国たる歴史の古い中国に対し一種の誇りと憧憬の念をもつものもあるかに看取される。この気持は、時に中央の働きかけによつて政治的に利用される恐れがある。従つてシンガポールの労働不安は単に単純な賃上げ闘争の問題のみではなくして、政治意識を含んでいる点に留意すべきであろう。本年9月3日に人民行動党(PAP)政権は、マレーシア連邦結成のための国民投票において、総投票の70%以上を得て勝利を取めた。これは現政府によつてなされた重要な政策であり、シンガポールがマラヤ連邦と合併した場合には、国内治安は一層安定したものとなる。しかし政府に対する反対が、特にバリサン・ソシアリスの反対が全くなくなつたとは思われない。PAP政権は、反対者達に強い警告を發して、もし彼等が社会不安のじようせいを続けるならば必要な手段をとる用意のある旨を明らかにした。政治の未来像について尙或種の不安があるかもしれないが、政府が社会秩序の維持と安定した労働事情とのじようせいに成功することを我々は確信している。

(3) 評価

調査団は、人口増加の速度からみて、急速な工業化が必要であるということを認識する点でシンガポール政府と一致する。もし前述の諸問題に満足を解決が得られるなら、シンガポールは、マレーシア諸地域内では工業に最も適した地域の一つとなる。有利な諸条件の中でも以下のことが特記するに値しよう。

(a) 調査団は、シンガポールの若い政治指導者達のパーソナリティとヴィジョンに深く感銘を受けた。彼等は有能でありエネルギーにかつ迅速に行動する。政府の仕事は形式的な複雑さや不当な慣行とに未だ毒されていないように思われる。経済開発局の一職員は、午前9時に提出されたPIOに対する申請に対し、同日正午までには可否の返事が出されると誇らしげに述べていた。これら指導者及び専門家の存在がシン

ガポールの最大の財産であり、輝かしい将来を予言している。

- (b) すでに言及したように、シンガポール政府が工業にたいして供与を用意している財政上及び技術上の積極的援助は、この地域に興味をもつ投資家の経済活動を強く力づけるものである。
- (c) 港湾設備ならびに直ちに利用可能な銀行機関、保険、造船会社、貿易会社は、重要かつ有利な要素である。
- (d) 製造業および加工業における現在の工業の水準は、他産業の導入を容易にする。
- (e) マレーシア連邦の結成は、シンガポール製生産物に新たなる市場を生み出すであろう。事実、シンガポール工業化の将来は大きく将来のマレーシア諸地域との関税取極に依存している。我々は、近い将来マレーシア諸地域を訪問すると伝えられる Jacques Rueff 氏を団長とする世銀使節団が、この地域で生産される商品の自由な流通を確保するため何等かの解決策を打ち出すであろうと期待している。

2-2-3 英領ボルネオ諸国

(1) 一般経済情勢

- (a) 調査団は北ボルネオ、ブルネイおよびサラワクを訪問したが、各地の滞在が1~2日という限られた期間であつたために、これら地域の経済について立ち入つた意見を述べることはできない。従つて以下はわれわれの印象をまとめたものである。
- (b) 三地域は、北ボルネオの木材とゴム、ブルネイの石油、サラワクの木材、ゴム、こしより、ボーキサイトなどいずれも一次商品の輸出に依存するという点で共通している。ブルネイはその石油生産のおかげでる国中では特異な地位を占めている。同国の財政状態は極めて良好で、今後当分はその状態を維持するものと思われる。他の2国は、一次産品輸出に依存している他の諸国と同様の問題に直面し始めている。つまり国際市場における一次産品にたいする需要と価格の不安定とそれによるしわよせと開発のための支出の増加による財政収支の悪化とである。現地の政府当局者が十分認めていることであるが、安定した成長を継続すべきためには慎重な計画と施策とが必要である。

(2) 評 価

調査団は、ボルネオ諸地域の経済的将来は、その未開発資源の豊富なことからみて希望の持てるものであると考える。現状においては、主たる努力は以下の三点に重点が置かれるべきであろう。

(a) 資源調査

現存の資料によつても今後開発可能な地下および森林資源の存在が明らかである。しかしながら、石油資源を除いては、完全な資源調査は未だ行なわれていない。現在国連調査団の手によつて北ボルネオ内陸地帯が調査されているが、このような調

査を一層多く実施することによつて、開発計画の基礎を確固たるものにすることができるとする。

(b) 交通施設の改善

現状では遠距離地点間の交通は主として水上（河川および沿岸）と航空機によつて保たれている。北ボルネオの二大都市であるジエセルトンとサンダカンの間の道路も未だ完成をみていない。内陸地域の資源の多くは有効な輸送施設が存在しないために開発が不可能である。ボルネオ地域を通じて、外航船の出入可能な港が2～3あり、沖積み施設によつて貨物の輸送に利用できるが、モンスーンのために一年の半分の期間しか利用できない。

(c) 教 育

三地域の住民は合計1.3百万人で、広大な地域に散らばつている。人種的には中国人、マレイ人および多種の原住民で、文明社会と接触を持たぬものも多い。これらの条件のために、労働の供給は質的にも量的にも限られている。近い将来に急激な人口増加が望めぬとすれば、教育とくに技術教育の水準を上げて質的に労働供給を緩和することを考えるべきである。

3 マレーシア地域にたいする企業進出の諸条件

マレーシア連邦の構成すべき諸国は、政治的、経済的にも他の東南アジア諸国と比べて安定しており、この地域にたいする企業進出を考えた場合、当然考慮に入れられねばならぬところである。もちろん、すでに述べたごときいろいろな障害もあり、またマレーシア連邦自体の内部における諸機構の整備も大部分は今後の交渉にまつべきものとなつている状態である。従つてマラヤ、シンガポールが望んでいるがごとき急速で、大規模な工業化は相当な無理がある。しかしながら、マレーシア地域住民の資力・技能等を十分に活用すれば今後多くの分野で新規産業を興す余地は非常に大きい。現地にみるに、すでに英、米、独等の一流企業で進出するものが多くあり、わが国としても、積極的な態度で望むべき問題と考えられる。

3-1 わが国企業の進出にたいする現地政府の態度

マレーシア諸国に共通していえることは、これらの国がいずれも外国資本にたいして比較的自由的な態度をとつていることである。旧宗主国である英国の企業が独立後のマラヤやシンガポールにおいて自由に営業していることはこの一つのあらわれである。

マラヤ、シンガポールおよびブルネイの政府当局者はいずれも調査団にたいして日本の企業が進出することを望んでいることを明らかにしている。また、サラワクと北ボルネオは未だ英国の統治下にあり、マレーシア連邦結成によつて独立を達成するが、現在の英政府の下ではとくに外資にたいする制限はない。

しかしながら、これらの国々でも民族主義の風潮の存在は否めず、各国政府では祈らしく進出する外国企業ではできるだけ現地実業家との合併を奨励している。またマラヤ連邦ではPIOの適用、保護関税の設定など政府権限に属する事項の許可条件として合併の内容に要求をつけてくる場合が多い。

3-2 合併の相手

各地域の現状からみて、日本企業の進出する場合、合併の相手となる現地資本家は大部分が華僑であるといえる。華僑は人口においてマラヤで40%、シンガポールで75%の多きを数えるのみならず、経済的にみても、欧州人を除くと他のどの民族よりも遙かに強力である。

これら華僑資本家は従来主としてゴム等現地の一次産品の売買を中心にしてそれに関連した金融業等を営んできた商業資本であつて、工業経営にたいする知識は殆んどない。

そのため短期間に利益を求めめる傾向があり、この点共同事業を始める前に工業投資の性格について相手が十分に理解を持つようにしないと後日トラブルの発生する因となりかねない。そのため、事業の基礎が固まるまでの間は日本側が過半数の株式を所得していた方が良いという意見も聞かれた。

輸入業、ゴムなどにおける英人の勢力は依然として不拔の。があるが、現実問題としては彼らとの合併の機会はまだあまり考えられない。また、以前には日本がスイス等の第3国をも含めた多角的な合併で進出した例があつたが、このような型態は将来は望ましくないという

意見を持つ現地当局者がいた。

マラヤ連邦では人口の過半数を占め、政治の実権をにぎるのはマレイ人であるが、彼らは大部分が村落における原始的農業や漁業に従事しており、合併企業に投資するほどの資本を持つものは稀である。しかしながら、さきにマラヤ政府が設立したマラヤ国民投資公社はマレイ人官僚のみが株主となることを許され、その資金は新規の有望企業に投資される。わが国からの進出企業で、同公社にたいする株式割当とマレイ人重役の就任を求められたものがある。資金量が少なく、資金源としては期待できないが、マレイ人の産業中核体を育成するという目的を持つために、将来のマレイ経済における彼らの役割りは一応注目すべきであろう。

3-3 労働の種類と質

現地で使用する労働者は主として中国人、マレイ人およびインド人である。ガルネオ諸国では地域によつてダイヤク族等原住民労働力に依存することが必要になるが、彼らが技能習得能力において劣ることはない。

中国人は以上のうち最も教育程度が高く、技能を身につけたものが多い。マレイ人は誠実で温和であるが、宗教上の慣習が労働の妨げとなることがあると言われる。インド人は主としてゴム園労働者として英人によつて移入されたものである。

熟練労働者の質は良いがその数は非常に少ない。技術教育には各政府とも力を入れているが、需要が供給を上まわっているために、技術者の賃金は非常に高い。高級技術者は大部分外国で教育を受けたものである。シンガポールのポリテクニクでは専門学校程度の技術教育と、既存労働者の再教育とを行なっている。

賃金水準は東南アジアの水準では高く、そのうちでもシンガポールでの賃金は、一般労働者平均日当は6マラヤ・ドル(約720円)、また会計係書記の月給が335ドル程度(約39,500円)である。

シンガポールの労働不安が伝えられているが、元来独立達成のため中心となつて活動したのが労働組合幹部であつて、現在の政府もその流れをくむものであるために、組合の影響力が強くなつていたものである。現政府首脳は、その後左派急進勢力とは手を切り、工業化推進に必要な労働事情正常化に勉めているが、マレイシア連邦の成立が実現すれば、反共的なマラヤ連邦の治安維持政策がシンガポールにも及ぼされ、左派勢力の活動が困難になると予想される。

3-4 金融

シンガポール政府はその財政資金の一部を支出して、EDB(経済開発局)を通じて企業に投融資を行なっている。この資金は、日本等外国企業との合併事業にとつても利用可能である。

シンガポール、マラヤ等の華僑は、伝統的に商業活動に資金を投じて来たが、昨今では中

継港貿易の停滞、政府の工業奨励策などによつて工業投資に進出するものも多い。とくに、かつてインドネシアに在住していた華僑が、同国の民族主義政策によつて活動の場を失ないシンガポール等に逃れて投資機会を求めているといわれる。

彼らは、自らに工業経営に必要な技術、経験を持たぬために、わが国等へ企業との合併を希望しているのが通常であるが、中には日本側に調査・計画を依頼しながら、企業化の見込がつくや単独投資に切換えた例がある。

シンガポールにおいては、外国系商社の現地金融には、持込資本の一定割合を限度とする制限があるが、政府当局者によれば工業の分野における合併事業にはこの制限は適用されないとのことであつた。現地における運転資金等の調達の可能性は、合併の相手となる華僑の金融力に左右されることが多い。合併相手の現地における信用、地位等の上で問題がある場合には、そのことが資金調達の支障となる可能性がある。また、華僑社会は、出身地、縁故、関係などによつて非常に複雑な構成をなしているもので、その実態把握が必要である。しばしば、有力華僑は既存の英系輸入商社と結合しており、わが国からの企業進出が英国のみならず華僑の既得利益とも衝突することがある。

3-5 技術水準と関連産業

製造業が進出した場合に、その下請け工作を行なう関連産業の存在が問題となる。調査団はこれについて十分な視察を行なうことはできなかつたが、一般的には不満足な状態であるといわれる。マラヤとシンガポールとを比較した場合、船舶の修理、輸入機械類の補修の伝統を持つシンガポールの方が関連産業の利用に便利である。いくつかの工場を視察した印象では、ある種類の熟練工の中には相当高い水準に達した技術を持つものがあることが認められた。ただし、使用している機械類は旧式で能率が悪いものが多い。

シンガポールのEDBでは国内の産業開発に技術的援助をあたえる目的で、中小工業サービス・センター、工業検査センターおよび技術訓練センターの設立を準備中である。なお、このうち技術訓練センターの設置についてわが国に援助を依頼してきているが、わが国の工作機械類にたいする認識を高め、経済関係の強化に資すること大である有効適切な技術協力方式として真剣に検討する価値があると思われる。

マレーシア各地域は長く英国の植民地であつた関係上、機械、資材などの基準として全てBS（英国工業基準）を使つている。わが国のJISとBSとにかなり相違があり、この面で不利な立場に立たされることがある。わが国の企業がここに進出する場合に、設備の一部などで、現地の保安規定などBSに準じて定められているために、日本製品で間にあわず、外国製品を購入せざるを得なくなつていくことがある。

3-6 市場

マレーシア各国はどれも国際商品であるゴム、錫、石油、木材等の一次製品の生産によつて比較的良く開発されており、これにともない、国民の生活レベルも東南アジアの国とし

ては高い方に属する。シンガポールの年間一人当り国民所得が約400USドル、マラヤが同じく約290USドルと隣接諸国よりはるかに高い水準を示している。従つて連邦の成立にともない合計約1,000万人の人口を持つ国内市場はかなりの規模のものと考えられる。これに加えてシンガポールを経由した輸出市場としてインドネシア、ビルマ、タイなどが考えられる。インドネシアは9,000人の大人口を有する大市場であるが、近年は外貨不安と民族主義的政策から、シンガポール、マラヤなどからの輸出活動は大きな制限を受けている。しかし生活物資の極度の不足から密貿易による輸出も行なわれているようである。また、英連邦の一員として、ここで生産された商品は特惠関税制度によつてわが国などからの輸出品に比べて有利な条件で英連邦諸国に輸出することができる。もし英国がEECに加盟した場合にはこの制度はなくなるが、これにともなう具体的な措置は今後の話合いに待たねばならない。

マレーシア各国について特徴的にいえることは、かつて国際収支上の問題を持たず、従つて必要物資の供給は輸入によつて十分に確保されていたということである。また、各政府とも消費者の利益の保護には非常な関心を持つており、そのために新規産業は他の低開発国に おけるようなあつた保護を期待することができない。

従つて、進出企業はその製品の販売について、輸入品との激しい競争の下におかれる。

輸入の大部分は英系のエージェント、ハウスによつて扱われており、これがまた全国的流通組織を握つている。華商は地域市場の流通機構にたいする支配力は強いが、全国的な流通組織を持つものは少ないといわれる。

最近の傾向としては、これら英系商社が今まで輸入していた商品の現地生産に乗り出して いる例が多い。わが国からの進出企業の産品がこれら英系商社の輸入品、あるいは彼らの関係する現地企業の産品と競合する場合、極めて激しい反対活動に直面することがある。この傾向は華僑の勢力の強いシンガポールよりもマラヤにおいて一層いちじるしいといわれる。

進出企業が既存の流通ルートに乗せてその製品を販売することも可能であるが、これはもと もと輸入品販売の組織であつて工業と密着したマーケティングを行なう点で不備な点があり、また民族主義的動向の高まりによつて将来の活動に支障が起ることも考えられるので、 企業自身が中心となつた流通組織の整備をも考慮することも必要がある。

ボルネオ地域にたいする商品流通は、シンガポール経由と香港経由の場合と両方がある。ただ、交通不便の上、人口も少ないので、市場としてすぐに大きな期待はもてないが、マレーシア連邦が結成されると、将来はシンガポール方面との結びつきが強くなるとともに、労働力の移動などで人口増加も期待できる。

3-7 交 通

マラヤおよびシンガポールの交通は別図の通りである。タイからシンガポールに通じる幹線と、東北岸のコタバルから南に半島中央部を通りジョホール州の北で幹線に合する支線と

がある。港湾は自然条件、施設の点でシンガポールが最大のものである。しかし、マラヤ連邦も独立以来国内の港湾開発に力を入れており、ベナン対岸のブライ、パタワース、クアラルンプール市外のノース、クラン、マラツカなどがあり施設の増強が続けられている。しかしこれらはすべて西海岸に集中しており、東海岸には見るべき良港がないが、これはモンスーンのため、一年の半分にわたつて気候が不順で船舶の接近に危険が多いためといわれる。

ボルネオ諸国は道路の発達も不十分で、物資の補給は船舶による場合が多い。モンスーン期間をのぞいてサンダカン、ジエセルトン、ブルネイ、クチンなどに外航船の寄港が可能である。

3-8 工業用地

マラヤおよびシンガポールはいづれも工業用地の開発に力を入れているが、その主たるものは下記の通りである。

(1) ジュロン

(a) 位置 — シンガポール島の南岸にあり、シンガポール市の中心部より約18マイルの位置にある。

(b) 規模 — 第一期計画において開発する地域の面積は1,100エーカー(450ヘクタール)である。

(c) 期待産業

(i) 軽工業地域 — 製菓、製パン、飲料、薬品、印刷、包装、ラジオおよび電気製品、繊維、家具、プラスチック等。

(ii) 重工業地域 — 製鉄、船舶解体、船舶修理および造船、油脂、金属加工、肥料、ガラス等。

(iii) 特殊産業地域 — セメント、製粉、精油、石油化学、製材等。

(d) 交通 — ハイウェイおよび鉄道を建設しシンガポール市と直結する。

(e) 港、ジュロン地区内に港を建設中。

第一期計画において2740m(水深11m)の外航船用バースと915m(水深5m)の沿岸船バースを作る。

そのうち外航船バースは1963年9月までに152m、1964年中に915mを完成させる予定

(f) 公益施設、電力、浄水、工業用水、下水、電話。電力、水道、電話等の増設は4カ年計画の一貫として計画中。工業用水の貯水池をジュロンに建設中。住宅建設の計画あり。

(g) 土地使用条件

E. D. Bが管理。

99年を限度として貸付ける。年間借地料の標準は土地造成コスト(一平方フィート当り60セント)の6%、つまり3.6セント(4.5円)程度といわれている。

(h) 開発状況、第一期工事の整地作業進行中。製鉄所等一部企業には用地割当済み。

ハイウェイ、貯水池、下水等の作業を並行し進行中。

(2) ペタリン・ジャヤ

(a) 位 置。 マラヤ連邦セランゴール州。

クアラ・ルンブールの近郊約20マイルのところにある。

(b) 規 模。 500エーカー(300ヘクタール)。外に200エーカーを開発予定。

(c) 産業の種類。 とくに制限なし。

(d) 交 通。 マラヤの主要幹線道路。

鉄道に通ず。マレイ半島のほぼ中心。

(e) 港。 ポート、セツテンハム港を使用、ペタリン・ジャヤより約50マイル西南方。

現在1万トン級6隻を収容するが、現在近隣のノース・クラン港に拡張工事中。

(f) 公益施設。 各ロットに電力、水、道路を布設する。場所により鉄道引可能。住宅地帯に隣接す。

(g) 貸付条件。 ペタリン・ジャヤ開発公社が管理。99年間を限度として貸付ける。

一平方フィート当り274の権利金を取る。地代は1エーカー割500ドル程度。

(h) 開発状況。 500エーカーの既開発地は大部分が、割当済みであり、新たに100エーカーを開発中、さらに100エーカーの開発計画がある。

(3) タセク。

(a) 位 置。 ペラク州首府イポー市の郊外にある。錫鉱山の中心地である。

(b) 規 模。 370エーカー(150ヘクタール)を開発の予定。

(c) 産業の種類。 特になし。

(d) 交 通。 マラヤの鉄道幹線に面す。タセクと幹線道路を直結するバイパスを建設中。

(e) 港。 現在はポート・セツテンハムまたはベナンを利用。将来は近接のルムット港を拡張の予定。

(f) 公益施設。 電力、水道、工業用水、道路。鉄道引込線可能。イポー市内のため市中の諸施設を利用できる。

(g) 貸付条件。 イポー市が管理。99年の貸与。権利金1平方フィート当り25セント。地代1エーカー当り年間250ドル。

(h) 開発状況。 概して平坦地である。貸付決定次第整地。道路水道工事等を行なう。現在一社が操業中、約10社が進出を決定。

(4) ブライ・パタワース

(a) 位 置。 ベナン州。ベナン島の対岸(本土側)。ブライとパタワースはブライ川を隔てた対岸である。

- (b) 規 模。
- (c) 産業の種類。 マラヤ八幡が進出決定。
- (d) 交 通。 鉄道はブライに通じているが、これを鉄橋によりパタワースに連絡することを計画中。ベナン島とはフェリーにより連絡。
- (e) 港。 ベナン港を利用可能であるが、現在本土側に港湾建設を計画中。
以上の外にジョホール、パール、ポートデイクソン、ネグリ、センビクンなどに工業用地の造成が計画されている。

3-9 事業別にみた企業進出の諸条件

3-9-1 織 維

各国の輸出競争が激しく、現地での企業化は非常に困難である。現在消費されている製品は綿が主であるので、今後各種の合成繊維の加工品の伸びる余地が大きいと思う。合繊と綿、レイヨン、麻などとの混紡物は可能性が多い。現地人の多く用いるプリント織物は日本では手数がかかるので有利でなく、現地生産に向くものといえる。その他で発展の余地のある製品としては、ニット・ウェアおよびブリーツ製品、また現地に豊かに産するゴムを使用する衣料などが考えられる。

3-9-2 重電機

マレーシア各国は一次産品生産を主とする経済体制をとっているために、現状での重電機機械類にたいする需要は極く少ないといえる。従つて、これら諸国に重電機工業を設立する可能性は現在のところ殆んどない。

マラヤおよびシンガポール政府は工業化のための開発計画を策定し、電力開発を始めとするインフラ・ストラクチュアの整備を行なっている。

このために要する発電機、通信機材などが現状における重電機需要の主たるものであるが、しかしながら、シンガポールのEDBが希望しているときモーター、スイッチ等の生産を正当化するに充分なだけの需要は、むしろ今後の民間部門における工業開発の進展にまつべきものであろう。

ボルネオ諸地区は上記二地域に比して開発が遅れており、現状ではあまり期待できない。しかしながら、未開発の水力資源が極めて豊富であり、今後ボルネオ地域の開発にともなつて、これをエネルギー源として開発することが可能である。

3-9-3 軽電機

消費財としての電気製品市場の拡大には、生活水準の向上が前提条件となる。都市以外の地域にたいする電力の普及がまた一つの限界である。マレーシア地区の軽電機需要は今後徐々に拡大の傾向にある。とくに、トランジスター、ラジオにたいする需要の伸びは、教育の普及などと相まつて著しいものがある。

しかしながら、軽電機の国内生産という点になると、種々の問題がある。

マレーシア地域はいずれも原則として輸入にたいする制限がないため、世界各国の最高の品質のものが競い合っており、国産品がこれと直接競争の立場におかれる。また、住民が、永年の習慣から、世界的に知られたブランドにたいする選好性が非常に強いことも一つの問題となる。また、国内市場が狭いことから大量生産の利益が得られず、従つて、これら製品の国産化には、関税等相当の国家保護が前提となる。

家庭用電化製品の製造には普通板金、熔接、メッキ、プラスチックなど非常に広い範囲の下請産業を必要とするが、現在の段階では非常に不充分である。故に、もし軽電製品の製作を考えるならば、さし当つて、殆んど全ての部品を持込んでアSEMBルだけを行なうことが唯一の方法であろう。その後徐々に国内の関連企業を育成指導し、できるものから部品の国産化を計ることが望ましい。そうすることによつてまた、他の工業の発達する一般的基盤を拡大することになる。

3-9-4 鉱産物

マレーシア地域には、マラヤの錫、鉄鉱石、ブルネイの石油等のごとく、すでに以前から相当に開発されているものがあり、その他の一次産品、すなわち、ゴム、木材などとともに重要な輸出品として経済に多大の寄与をなしつつある。

しかしながら、錫およびゴムは最近においてはその国際価格が下落の傾向にあるのみならず、人造ゴム、塩化ビニールなどの発達によつてその本来の市場を失いつつあり、またボルネオの石油はすでに衰退期にあり今後の発展は期待できない。

従つて、比較的将来性のある鉄鉱石など既存鉱産物の開発について、鉄道、港湾など搬出の条件を改善し、競争力を強化することが望ましい。

また、マラヤ東海岸、ボルネオ地域など、未利用の資源が多くあると思われる地域については十分な資源調査を行ない、新資源の開発に努力することが望まれる。なお、現在計画が進められているサラワクのシランテク鉱山の石炭開発はその炭質、炭層の状況などからみて有望であり、輸送条件が改善されれば早急に開発されることと思われる。

3-9-5 製鉄およびその他の重工業

シンガポールおよびマラヤの双方に製鉄所を建設する計画を進行中であり、何れもさし当つて国内需要を満たすことを目標としているが、将来には増産の計画を持つている。

日本の経験から考えると、重工業が企業として成立するまでには長い期間にわたつて非常に多くの国家の保護を必要とするものであつて、この面での十分な保証がない限り将来の見通しは立ちにくい。

シンガポールにおいては、政府資金による出資ならびに融資、船舶解体事業の育成による低価格原料の確保、製品の政府による優先買付などが行なわれている。低開発国においては、重工業製品の需要の大部分は政府による開発建設事業のためのものであるところから考えても、最後の点は特に重要である。

マラヤ政府が同国の製鉄業にあたる保護の具体的内容は明らかでないが、通常の租税面での優遇措置の外に、政府事業における優先買付、関税などの保護をかなり長期にわたって行なうことが必要であろう。一般的にいつて、重工業は、巨大な設備と、多くの関連産業を必要とするものであり、低開発国が急速にこれと興すことは無理が多い。故に、国民経済発展の段階に応じて、十分に消化し得るものから段階的に工業化を推進する方針をとるべきであろう。

シンガポールにおける造船および船舶修理工業の設立計画は、同地がアジアにおける要港の一つであり、船舶の往来が激しいところからみて、他の近隣諸港の設備と競合できる条件が得られればこのようなものは有望な産業といえよう。

3-9-6 化学

化学工業の中でも、巨大装置を要するものは困難が多い。この意味から言つて、基礎原料から各種製品までのあらゆる段階の化学産業を一度に興すことは無理である。たとえば、シンガポールのE D Bでは化学部門において、硫酸、硝酸、アンモニアおよび硫酸の製造を計画中である。しかしながら、世界的にみて、これらの物資は生産過剰の傾向にあり、販売競争が激烈を極めている現状ではシンガポール側の考えている12万トンていどの生産量で企業採算が成立つ可能性は極めてとぼしいといわねばならない。それゆえにさし当つて原料のアンモニアは輸入して、硫酸を作る方が可能性が大きい。

一般的に言え、最も可能性の多いのは、現地に産出する一次産品に関連した化学産業、たとえば、食品、飼料など中小規模で企業化でき、十分に競争力のあるものといえる。

その他では、ブルネイに産する天然ガスを利用する工業、ゴム加工に利用するカーボンブラックの製造、プラスチック原料であるホルマリンの製造などが考慮の対象となり得る。

3-9-7 建築資材

マレーシア連邦ではその人口増加に伴つて住宅建設は急速に進展し又企画されている。

これは政府の重要な基本政策の一つであることは明らかである。しかし乍ら建築費の低廉が同時に政府の最大の関心事でもある。

従つて建築資材はできるだけ現地で安く生産しようと努力し既にセメント、煉瓦、木材加工品、亜鉛引鉄板などは国産化されている。

マレーシアは颱風地震皆無の地域であるので此の面から建築費が節減できるような考え方ができないか。それと同時にけしき器さを防ぐことができるように工夫した所謂組立乃至はプレハブ住宅の建設ができるならば政府の期待に添うことができると思う。

例えば

- ・ 軽量気泡コンクリート
- ・ 石膏ボード

- ベニヤ板
- プラスチック建材
- 軽量鉄骨
- スチールパイプ
- グラスファイバー加工品、FRP加工品
- サツシュ入り硝子

等の加工事業及び施工事業は現地で企業化の可能性もあろう。

尙住宅建設の伸びと共に家具、厨房用品などのプラスチック等の加工業についても見のがせないものがあると思う。

この他シンガポール政府は特に板硝子の生産を希望しているようであるがこれは大掛生産が必要であり技術的にも高度の水準を要求されるので政府の特別の保護がない限りは当分の間はこの企業化は困難を段階であらう。

4 わが国からの経済協力の可能性について

4-1 政府の経済協力政策について

- (1) マレーシア連邦実現の場合には、東南アジアにおける自由主義世界の重要拠点として大きな地位を占めることになり、わが国としてもこれにたいする協力政策を積極的に推進すべきである。
- (2) マレーシア連邦諸国は現在のところ何れも国際収支上の大きな問題に直面していないので、他の諸国にたいするがごとき巨額の資金援助をあたえることは差当つて必要でない。
- (3) しかしながら、各国ともに大規模な開発プロジェクトを実施しており、現地政府として特定事業にたいする資金不足の問題に直面する場合も予想され、また機械あるいは建設工事などにたいする国際的売込み競争も激化の傾向にあるので、これらについては必要に応じて弾力的な措置をとるようにならなければならない。
- (4) わが国商社の活動制限問題については政府としても一層その解決に努力することが望まれる。
- (5) 現地政府の工業化政策、欧米先進諸国よりの投資の急激な増加により、わが国としても単純な輸出の増加のみでなく、企業進出などを含めて経済交流を強くすることが必要で、政府としても投資などにたいして積極的な促進策をとられたい。
- (6) 実情に則した投資活動を行なうことができるように、政府の対外投資許認可事務の能率化、簡素化に努めるとともに、金融面においても外国企業と競争できるように運転資金供給などにつき便宜を払うように取り計らわれたい。
- (7) 相手国の性格からみて、技術協力の増強が非常に効果的であると考えられる。その意味で専門技術者の派遣、研修生の受入れ技術訓練センターの設置などの促進が望まれる。
- (8) マラヤおよびボルネオ諸国は資源に恵まれながらもまだその開発が十分でない面もあるので、資源調査にたいする協力を考慮する必要がある。
- (9) 現地人の対日認識を深めるためにマレーシア各国指導者の訪日を促進する方策を講ずることが望ましい。
- (10) 国連の技術援助による開発事業がマレーシア各地に多く見られるので、国連の援助活動と協調した協力計画を立てること。
- (11) 相手国の経済発展段階にかんがみ、農業面での技術協力を重点を置くことが必要である。

4-2 貿易、企業進出上の諸問題について

- (1) マレーシア各国は国際収支状況も良好で、わが国との貿易関係も日本側の入超の状態にあるので、一層輸出促進に努める必要がある。
- (2) マレーシア諸国は資源が豊かで、外国系企業の活動も比較的自由であり、またマレーシア連邦の成立によつて一層の政治的安定が期待されるので、東南アジア地区でも最も有望な投資市場の一つである。

- (3) 工業化によつて将来わが国よりの輸出は伸びなやみとなることも予想され得るので、今後は投資、技術提携などと組合せた型の輸出振興方法を考慮に入れて行かねばならない。
- (4) 現地政府は新興国家としての工業化の意欲が強いあまり、重化学工業中心の計画を建てているが、種々の観点から早期の実現が困難なものが多い。したがつて、わが国からの企業進出を試みるにあつては、経済的な可能性を十分に考慮して行なり必要がある。
- (5) 業種によつては当分の間政府の保護措置が必要となるであろうが、その際保護の種類（免税、関税引上げ、政府金融、優先買付け等）、程度、期間、実施の可能性などについて慎重な事前の交渉が必要である。
- (6) マレーシア連邦の経済体制については現在まだ未決定の事項が多く、それらの帰趨が企業化の成否に大きな影響を持つ。とくにマレーシア内のどの地域に企業を置くかという点で問題となる。
- (7) 今後の決定にまつべき重要事項としては下記のものがある。
- (a) 産業政策と経済計画の調整。（現地政府は全ての既得権は保護されることを明らかにしている。）
- (b) 連邦内統一関税制度の策定。シンガポール、自由港活動の受ける影響。
- (c) 英国の E E C 加盟問題と、英連邦特惠関税制度の将来。
- (d) インドネシアなど近隣諸国との友好関係
- (8) 工業投資の対象としてシンガポールとマラヤを比べた場合その主たる得失は次の通りである。
- (a) 国内市場。 マラヤの方が大きい。 マレーシア連邦内関税が無くなれば問題はなくなる。
- (b) 輸出市場。 シンガポールの方が施設、経験等で勝る。
- (c) 労働。 シンガポールの労働者が技術習得の程度が高い。
ただし、労働運動はシンガポールが過激である。
- (d) 政治。 マレーシア連邦の中ではマラヤ連邦とくに首都クアラルンプールが政治の中心となる。
- (e) 金融。 シンガポールは政府の E D B より最高 75% までの資金が得られる。
- (f) 競争。 英系商社の支配力はマラヤの方が強い。
- (g) 関連産業。 シンガポールの方がやや良い。
- (h) 保護関税。 シンガポールは自由港としての性格から関税の適用に制限がある。
- (i) わが国法人税上の優遇。 シンガポールはわが国と租税協定を持つために、進出企業はわが国の「みなし」税額控除を受けられる。

5 マラヤ連邦の政治と経済

5-1 マラヤの地理と住民

5-1-1 地勢と気候

マラヤ連邦は、総面積131,288平方キロで、わが国の約36%にあたり、東西の最大幅負322キロ、南北の最長距離748キロの半島である。全面積の $\frac{4}{5}$ はジャングル山岳及び湿地帯であり、河川はいずれも短い。しかしマラヤは森林地帯が多いため河川が内陸交通路として古くから利用されている。

マラヤの気候の特徴は、高温高湿多雨である。また、四季の変化がほとんどない。昼間は暑いが夜間は27°以下になる。雨量は、地域により年平均最低1,600ミリから最高6,000ミリにも及ぶ。湿度は、平均60~98%だが、日没後に上昇するのが特徴である。

5-1-2 住民、言語

マラヤ連邦の人口は、1959年末の調査で約、680万人、そのうち、マレイ人340万人(50%)華僑252万人(37%)、インド・パキスタン人76万人(11%)及びユーラシアンなど、12万人(2%)という構成だが、人口増加率は華僑が一番高い。

住民のうち、マレイ人は上級官吏、農業、漁業などに従事し、華僑は主として商業、貿易に従事するが、鉱山、ゴム園の経営も主としてかれらの手中にある。また、官吏、鉄道従業員、警察官、繊維商、医師のほかゴム園の下流労働者などの中にはインド・パキスタン人が多い。

住民の間では、人種によりそれぞれマレイ語、中国語、タミール語が話されており、共通語として英語がある。しかし、1957年の独立の際、新憲法によつて10年後にはマレイ語を国語とすることになり、1967年以降は、公用語としての英語は認められなくなる。

われわれがマラヤを歩くと、社会、文化、経済の底流にイギリスの顔がのぞいているのに気づく。道路、衛生設備、政治、経済、軍事の各部面に扶担されたイギリス色は、いまだに隠然として抜きがたいものがある

5-2 マラヤ連邦の政治と外交

5-2-1 政治

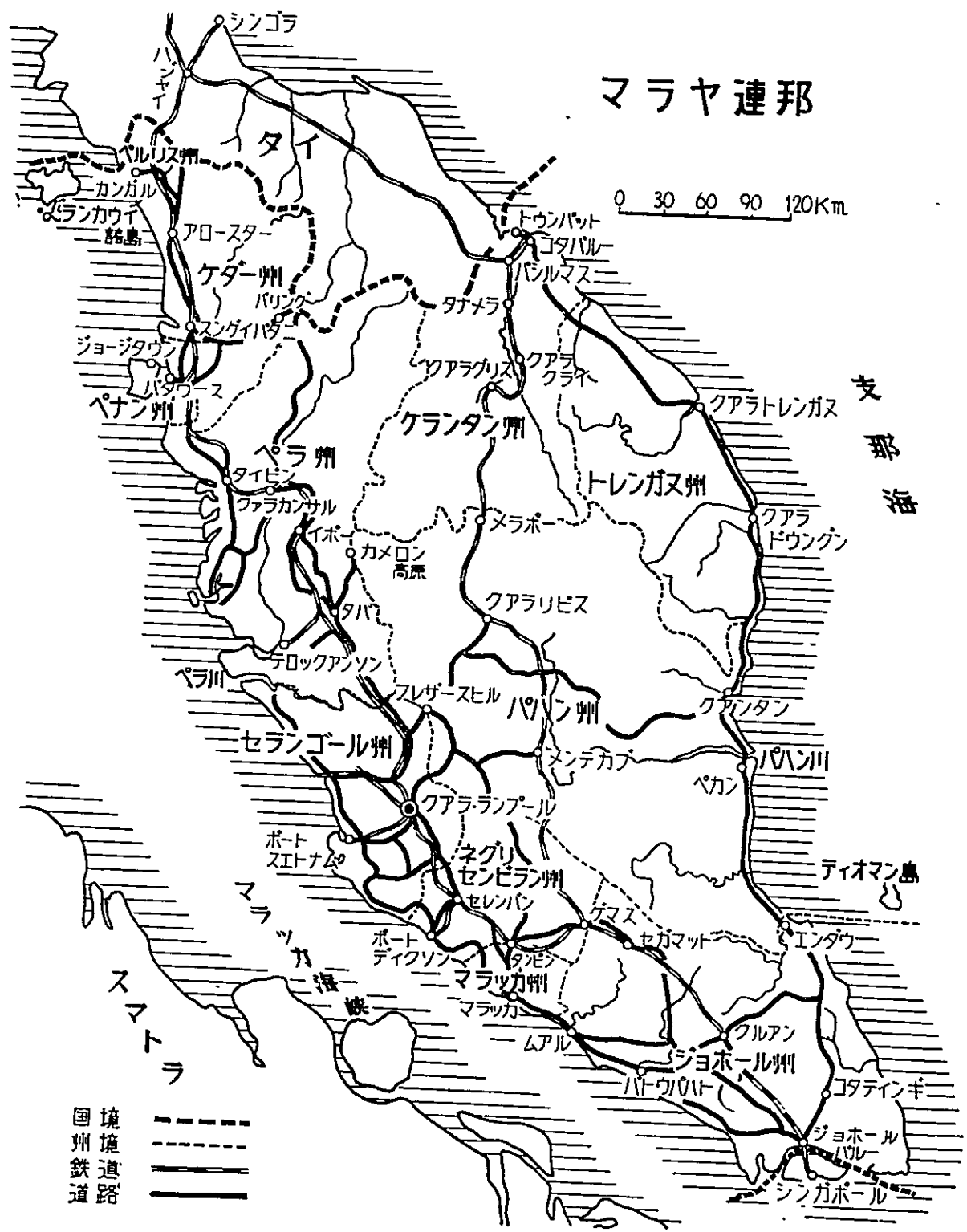
独立マラヤ連邦の発足は、1957年8月31日であつた。

1511年、当時のマラッカ藩王国がポルトガルの征服するところとなり、ひきつづき、オランダ、イギリスの植民地となつたが、太平洋戦争における日本軍の軍政を最後に、約450年に及ぶ被征服の歴史に終止符が打たれたのである。

(註) 通常「マレイ」という場合はこの国原住のマレイ人(Malay)を指し、「マラヤ」は国名を指す。したがつて、マラヤ人(Malayan)といえは、華僑やインド人も含まれるわけである。

マラヤ連邦

0 30 60 90 120Km



国境 ---
 州境 - - -
 鉄道 = = =
 道路 — — —

マラヤ連邦は、ベラ、セラシゴール、ネグリ・センビラン、パハン、ケダ、ケランタン、トレンガタ、ペリス、ジョホール、ペナン、マラッカの11州より成る立憲君主国で、元首はマラヤ国王(Yang di-Pertuan Agong, 英語でParamount Ruler またはKing という)で任期5年、9藩主(Sultan)の互選により選出される。いまのサイド・ブートラ(Syed Putra)国王は、ペリス藩主で、1961年1月4日に即位した。

マラヤの各州は、中央政府からの補助金でその財政をまかなっているような状態だが、形の上は半独立で、ペナン、マラッカ両州を除きすべてSultanの治下にあり、州旗をもち、州歌を歌う。

連邦議会は、上下両院からなり、上院は議席38、うち22名は11州から2名ずつ選挙され、残り16名は各職域及び少数民族代表者中から勅選される。上院議員の任期は6年で解散はない。下院は議席104、小選挙区制である。現在、上院議長(President of bin Senate)はアブドル・ラーマン(Dato Haji Abdul Rahman bin Mohamed Yasin)下院議長(Speaker of bin House of Representatives)はモハムド・ノア(Dato Haji Mohamed Noah bin Omar)である。

行政権は元首に属し、首相が補ひつする。アブドル・ラーマン(Tunku Abdul Rahman Putra)を首班とする現内閣は、1959年8月22日成立、13名(マレイ人9名、華僑3名、インド・パキスタン人1名)の閣僚で構成されているが、政府は1府(総理府)14省(外務、内務、大蔵、司法、国防、保安、地方開発、農業・協同組合、建設・郵政・通信、運輸・保健・社会・福祉、商工、労働、教育)からなる。

(注) マラヤには、内閣改造というものがほとんどない。わずかに閣僚ポストの変更がたまに行なわれるだけで、政情はまことに安定している。

マラヤ連邦の政党は、種族によつて組織されている。そのうち、与党は、つぎの保守3政党の連合体(Alliance)で上院18、下院73の議席を占め、総裁はラーマン首相(マレイ人)、総書記長はタン(華僑)である。

①統一マレイ国民組織(UMMO = United Malays National Organization)

②マラヤ華僑協会(MCA = Malayan Chinese Association)

華僑の地位強化を主張する一派が、協会の妥協的態度にあきたらず、最近新しく民主連合党(UDP = United Democratic Party)を組織した。連邦憲法がマレイ人に有利に改正されることをおそれたためといわれる。

③マラヤ・インド会議派(MIC = Malayan Indian Congress)一方、野党には、つぎの6政党がある。

汎マラヤ回教党(PMIP = Pan Malayan Islamic Party)保守、下院13、上院4

社会主義戦線(SF = Malayan Peoples Socialist Front)左翼、下院8

人民進歩党(PPP = Peoples Progressive Party of Malaya)左翼、下院5

マラヤ党 (Malayan Party) 左翼、下院 1

国民党 (Party Negara) 保守、下院 1

5-2-2 外 交

マラヤ連邦は、イギリスとの間に防衛相互援助協定を締結しているが、東南ア条約機構 (SEATO) には加入せず、また中共、国府のどちらも承認していない。しかし国内の経済開発促進のためには自由陣営諸国の援助を必要としている。

マラヤ政府は中共の国連加盟に賛成しているが、これは中国大陸出身の華僑勢力にたいする配慮であるといわれる。しかし、一方ではこれまで共産党にはひどい目にあつてきたといふので、中共に対する警戒心は根強いものがある。だから、国交は開かないが関心深いという態度を示す。また、国府との関係は、むしろ国府の方が接近に乗り気であるが、これと国交を開いても工合がわるいといふので、当らず障らずの態である。

注目されるのは、最近におけるラーマン首相の積極的な対外活動で、中共の国連加盟、西イリアン紛争の解決、人種差別政策に対抗する南ア商品のボイコット、コンゴ派兵、南ベトナムに対する武器援助など活潑な動きを示し、とくに東南アジア連合 (ASA = Association of Southeast Asia) の結成ならびに大マレーシア (Greater Malaysia) 構想の実現に示したその精力的な活躍と政治力は高く評価されている。

5-3 マラヤ経済の現状

5-3-1 概 況

マラヤの国民総生産は 1,834 百万米ドル (1960 年) で、一人当りの国民所得は 290 米ドルといわれ、東南アジアではシンガポールの 400 米ドルにつぐ水準を保持しており、香港のそれよりも高い。

マラヤの GNP は過去 5 年間 (1956-60) に名目 20% 増加し、実質で 16% 増加した。年平均増加率は 3.3% であつたが、それは年 32% の人口増加率によりほぼ完全に相殺された。

マラヤは、ゴム、錫それぞれ世界総産額の 1/3 を産出し、両者合わせて連邦輸出額の 8 割を占めるという状態で、これらの 2 大特産品に高度に依存している。マラヤの景気は必然的にこれらオ一次産品の国際市価の動向に支配されるわけであるが、ゴム、錫ともに価格の変動がはげしく、この意味では経済の基盤は強固とはいえない。

5-3-2 財 政

マラヤ連邦の財政はオ 1 表のようになつている。

オ 1 表

(単位 百万マラヤ・ドル)

年 度	1956	57	58	59	60	61	62
歳 入	803	801	762	891	1069	1071	989
歳 出	740	787	848	838	856	944	1039

歳入の内訳をみると、輸入税、輸出税、所得税、その他の税収、非税収入とに分けられ、1961年の歳入によつてみると、輸入税が歳入の33.3%、輸出税が18.0%、所得税21.7%となつている。以上のように歳入の大半を輸出入関税に依存しているのが、財政の大きな特質である。

才2表 過去4年間の予算財源比

予算財源比%	1959	60	61	62
輸出関税	25.4	24.3	18.0	15.7
輸入関税	33.7	33.0	33.3	35.3
所得税	14.0	17.4	21.7	20.0
その他の税収	9.0	7.8	8.2	9.6
非税収入	19.0	17.5	18.8	19.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 関税収入

輸出入関税収入は才3表の通りであるが、輸出関税では、ゴムと錫によるものが輸出関税収入の90%以上を占め、輸入関税では煙草等及び石油によるものが輸入関税収入の50%以上を占めている。

才3表 輸出入関税内訳

(単位 百万マラヤ・ドル)

		1959	60	61	62
輸出 関税	ゴ ム	184	196	118	86
	錫	36	55	65	58
	そ の 他	7	9	9	11
	計	227	260	192	155
輸 入 関 税	煙 草 等	101	104	108	103
	石 油	68	71	71	72
	麦芽醸造酒	22	25	24	24
	酒 精	15	17	17	16
	織 維 等	21	21	19	19
	砂 糖	16	20	21	21
	そ の 他	57	95	96	94
	計	300	353	356	349
合 計	527	613	548	504	

(2) 所得税

所得税のうち80%が法人税で20%が個人所得税である。

法人税を負担する法人は2,600あるが、このうちの1,400が法人税の80%相当額を負担しており、これらの法人は、その殆んどが英国系及至西欧系であると目されている。

法人税率は一律40%であるが、特別措置として次のようなものがある。

- (a) 初年度に機械、プラントに要した資本支出額の20%（特別償却）し得る。
- (b) An annual allowance for depreciation of building
 - (i) その他拡張工事が必要な場合 Industrial Building, Structure machinery or Plantに支出した額の10%
 - (ii) 損失の場合次期繰越を認める。
 - (iii) Unused allowanceも次期繰越を認める。

オ4表 個人所得税における人種別負担割合

華 僑	40 %
マレイ人	4 %
インド・パキスタン人	8 %
その他のアジア人	3.5 %
非アジア人（ヨーロッパ人）	44.5 %

オ4表のごとく個人所得税負担率を見ると、マレイ人の比重は極めて小さく、ヨーロッパ人および華僑の占める割合が大きい。

但し、免税額が、独身の場合、年収3000Mドル 夫婦のみの家庭の場合、年収5000Mドルとなつている故、マレイ人の人口を考慮すると、国民所得の分布はオ5表のごと

オ5表 人種別国民所得分布（推定）

人 種	所得分布	人口比
華 僑	37 %	37 %
マレイ人	8 %	50 %
インド・パキスタン人	8 %	11 %
その他のアジア人	4 %	} 2 %
非アジア人	43 %	

きであると推定されている。

- (3) 以上見たように、財政の基礎は関税及び所得税にあるが、所得税の約半分を非アジア人が負担し、関税等においても欧米系商社の負担する割合が大きいことを考えるなら、マラヤ連邦の財政は基本的には、外国人の負担において賄われているといえることができる。

5-3-3 金 融

マラヤ連邦に於ける金融制度は尙未成熟の段階にあり、中央銀行自体、設立以来日浅く（1958年設立、59年1月発足）信用調節機能を充分具備していない。

現在金融機関として、中央銀行及び商業銀行（24行）がある。

(1) 中央銀行

中央銀行の授權資本は30百万マラヤ・ドルで、払込は20百万マラヤ・ドルとなっており、全額政府出資である。

業務内容については、先進各国の中央銀行にならぬ発券機能をはじめ、広範な機能を法的には存しているが現在自ら発券せず主として通貨委員会の窓口事務を担当している。その他、外国為替管理法事務、一般銀行予金受入れ手形交換事務、銀行監督等を行つている。

現在資金の大部分をイングランド銀行に預け入れロンドンで運用し、市中銀行に対する再割、貸出等は原則として行っていない。資金源の上からも現状では困難である。

(2) 商業銀行、及び一般金融市場の現状

1962年8月末現在で銀行総数は24行で、その中、外国銀行18、地場銀行6となつている。これら24銀行のもつ支店総数は、シンガポールも含めて174ある。外国銀行の内訳をみると、イギリス系4、アメリカ系2、華僑系5、インド系3、日本、オランダ、フランス、タイ各1で、その中、チャータード銀行（イギリス系）が一番古く、かつ主要銀行とし全国に大きな地盤を持つている。

地場銀行のうちMalayan BankingとUnited Malaya Banking Corpの二行は華僑資本であるが独立後設立されたマレイの市中銀行として政府はその育成に熱心で従来英系二行に預け入れられた政府関係、公共関係機関の資金を上記二行に逐次移し替へつゝある。又支店網の拡充も極めて活潑であり特にMalaya Bankingは過去一年の間に約30の店舗増設を行い短期間の中に著しい業態の伸張を示した。

(a) 金 利

市中金利はExchange Bankers, agreed rateとして貸出については最低、預金については最高金利を申合せている。従来殆ど自動的にロンドン金利にフォローしていた市中金利は中銀発足後はその指導の下に国内資金事情を勘案して或程度自主的に決定されるに至つた。但し英国との資本移動が自由な関係から大勢としてはやはりロンドン金利フォローの形をとつている。現行レートは1962年8月30日改訂され次の通り。

政府証券担保貸	6 $\frac{1}{4}$ % Pa
信 用 貸	6 $\frac{1}{4}$ "
商 品 担 保 貸	6 $\frac{1}{4}$ "
株 式 担 保 貸	6 $\frac{3}{4}$ "

不動産担保貸 7 ¼ %

定規預金 (3. 6. 9. 1 2 月もの共通) 4 % Pa

(b) 金融市場

中銀は前述の通り限られた資金の範囲で T/B の再割を行い、その売却の取継ぎを行う等により短期市場に介入してはいるが一般に市場は狭隘で各行はその資金操作を一部ボンドの売買によつて賄う外は大部分シンガポール市場に依在している。その為中銀は無手数料で日々各行のシンガポールとの資金付換に依っている。以上の状況にて当地では為替ブローカーも資金ブローカーも存在せず、銀行取引は凡て直取である。

一方政府は長期政府債消化と長期産業資金供給促進の為長期資金市場の育成を考慮しているが今の処、そのスケールは小さく政府長期債の消化は大部分 Employees Provident Fund によつて行われている。又証券市場も初期の段階にあり証券業者も8、9社に過ぎず取引高も比較的少ない。上場銘柄が大部分がロンドン又は当地で設立された英系資本の会社である事も特徴的である。只大衆の株式投資意欲はかなり旺盛で昨年ダンロップ・マラヤ会社はじめ三つの英米会社が株式会社が株式公募を行い本年に入つて更に二会社が株式公開をしたが何れも相当超過申込の状況であつた。将来有力合併企業資金調達に関し示唆に富む問題である。

(c) 長期金融機関とその現状

産業開発金融会社 (MIDFL)

資本金 授權 M \$ 1 5 百万円

払込 M \$ 9 "

但し極く最近授權資本をM \$ 5 0 百万とし中銀の資本参加を新に加えて払込 \$ 1 0, 5 0 0 千となつた。資本構成は政府銀行 (8 行) 保険会社英連邦開発公社更に上記通り中銀出資参加を見た。

政府は産業開発の為その拡充を計つて居り中銀の資本参加はその一端であるが何分にも創業尚日浅く資金源は乏しく現状では今後増大する資金需要には到底応え得ない。但し増資は引続き行はれる見透であり又大口資金調達の為、世銀借款 4 0 - 5 0 百万円弗を交渉中と伝えられる。

1 9 6 1 年 3 月末貸出残高はM \$ 3 6 5 2 千、全月現在貸付承認額はM \$ 1 3, 8 6 1 千その中大口はダンロップ・マラヤ会社M \$ 7 百万、アルキヤン・マラヤン・アルミ会社、M \$ 2 百万である。

業務内容は次の通り

(i) 一般設備資金貸出

期間4年以上の長期(現在貸出中のもので最長貸期間は15年のものあり)

一年の貸出単位 M\$ 50千以上

金利は条件によつて区々であるが現行最低7%最高9%但し10%以上の金利は禁止されている。

貸出承認の基本的条件をして設備資金の総額の50%以上自己資金によつて賄ふ事が要求されている。

(a) 中小企業の為の工場建設資金

(b) 産業機械購入の為に要する割賦資金融資は頭金25%の外は金額、期間につき特別の規制はない。

(c) 株式公募事務

(d) 株式発行事務

Employees provident Fund(E.P.F) = 従業員年金基金)

1951年D.P.F法に基き月収\$400以下の勤労者に対する賃金支払に際しては一定額(給料によつて相異なるも大体10%)を使用者、従業員各折半負担で源泉徴収の上E.P.Fに積立てる事が規定されている。之は離職の際一定の利息をつけて本人に払戻されるが1961年末に於ける基金の積立残高はM\$704百万、個人積立口数は1218千、投資残高はM\$663百万に達して居り単一機関としては最大の資金源を持っている。その性質上所謂金融機関ではないが投資勘定は政府債に運用されているので経済開発上果している資金面の役割は極めて大きい。

(D) 其他金融機関

保険会社 各種の保険会社を含めてその数は1961年末現在125に上つているが大衆の射倖心をねらつた老齢保険と称する群少のいかわしいものが乱立したので昨年末来政府は各種の立法置を講じて保険事業を規制すると共に之等不健全な小会社の清算を命じた。

外国系としてAIAが有力であるが、地元の企業としてはGreat Easternが最も有力である。

Saving Bank (Post Office)

1961年末における預金残高M\$156百万、口数817,894である。

Malaya Borneo Building Society Ltdy.

住宅金融公庫の機能を果しているもので資金源は政府資金英連邦開発公社およびE.P.F.よりの借入によつている。1961年末の貸出残高M\$86百万貸出口数11,886、最高貸出限度\$15千、最長借入15年である。

Federation of Malaya Rural Co-operation Apex Bank

29の信用農業組合よりなり各種農業団体に対し貸付を行つているが業績は不振。
Co-operative Central Bank of the Federation of Malayan

上記 Apex 銀行に対応する都市所在の各協同組合より成りメンバーの貸付を行つているが此の方は比較的業績順調である。

Hire Purchase Finance Co., 耐久消費財月賦購入に要する消費金融を専門とする金融業者であるが対象は殆ど自動車、オートバイに集中している。従来共圧倒的勢力を占めているのは Lombert Banking Ltd., of Londnn 系列である Lombert Central Finance Co., Ltd である。同社は以前日本製自動車に対する金融を停止し、その後その取扱を一部緩和したが頭金徴収率貸出期間等で欧米系製品と差別的條件は依然残つて居り日本の自動車輸出は少なからぬ影響を受けている。同社の外 Malayan Banking Ltd. の子会社として Malayan Finance Co., Ltd. が昨年開業した。又現地資本による同種金融会社も数種見受けられるが資金力乏しく営業政策も大体 Lombert に追随しているので日本自動車輸出振興の為金融政策をメーカーとして考究中である。

Rural Industrial Development Authority (RIDA)

農村家内工業振興を目的として設立せられたもので1961年末、貸付残高M\$33百万、設立以来の貸付累計はM\$15.1百万となつている。

(e) 通貨制度

マレイ・ドルは1903年海峡ドルとして英国より導入され、1906年以来今日迄引続き英貨2s. 4d. の定率でその価値を維持している。

1938年 Board of Commissioners of Currency(通貨委員会)が創設され現在のマラヤ連邦、シンガポール、ブルネイが通貨協定によりマレイ・ドルを法定通貨とする同一通貨地域となつたが、1950年北ボルネオ、サラワクが協定に加入し現在は此の5地域が同一通貨地域となつた。通貨委員会は管内地域に於ける唯一の通貨発行機関で本局をクアラルンプールに支局をシンガポール、ペナン、ジェセルトンおよびクチンに持ち、ロンドンにその代行事務所を設けている。本協定は他の英植民地にも共通にみられる英貨との自動交換制度にその特色がある。

(1) 通貨委員会の機構

メンバーはマラヤ連邦代表2名、シンガポール、北ボルネオ、サラワク、ブルネイ各一名、外に外国政府が共同指命した独立のメンバー1名を加えて合計7名により構成されマラヤ連邦より委員長、シンガポールより副委員長を出している。決議にはマラヤ連邦、シンガポール代表3票、その他代表各1票を投ずることとなつている。重要事項は全会一致を要するがその他事項は7票以上が得られれば成立する事となつている。

(2) 通貨基金の機能

2s. 4dの定率によるマラヤドル、英貨との無制限交換を行う。両替手数料として最高9/16ペンスを徴収し得る事となつているが現行は上、下1/8ペンスの手数料となつている。

5-3-4 産 業

(1) 農 林 漁 業

農業生産はマラヤの国民総生産約50%を示め、中でもゴムは25%を占めている。ゴムの年産額は7万tを超え(1961年、7360)世界のゴム供給量の1/2を占めている。しかし、近年における安価な人造ゴムの出現は大きな打撃で、政府はこれが対策として高質のゴム樹との緊急植替え計画を進めている。その結果、ゴム生産量中高質ゴムの占める割合が1950年には34%であつたのが1960年には66%となつた。農業としては、ゴムのほか、米、ココナツト、パイナップルの栽培がある。

マラヤで有用木材を産出するのは低地森林地帯で、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなどに輸出されているが、交通機関の発達によつてこれらの森林の利用はますますさかんになるものとみられる。水産業は半島周辺が遠浅のため遠洋漁業によるほかないが、最近日本から漁法および漁網をいれて漁獲量がふえている。

(2) 鉱 工 業

鉱産物中、錫は年産57000t(1960年)で、世界総生産量(173000t)の1/2を産出し、ゴムとともにマラヤ連邦の2大特産物をなしているが、その他鉄鉱石、ボーキサイト、チタン鉄鉱、コロンブ石、モナザイトを産し、とくに、鉄鉱山中マンガンは日本との合弁企業により、また、スリメダンは日本からの技術援助により開発が行われている。

これらの鉱産物中、金、マンガン及び国内用錫を除けば皆輸出される。

製造工業は、従来いずれも小規模であり、それも(錫鉱石精製)植物油製造、ゴム精製など、原料輸出のためを加工を目的としたものが主であつた。しかし、1958年7月創始産業法が制定されて以来、紡績、セメント、電池、電線、缶詰、マッチ、ペンキ、化学薬品、乳製品、建材、製紙などの諸工業が起りつつある。

5-3-5 貿 易

マラヤ連邦の貿易は、ベナン、スウェットナムなどを通じて行われる直接貿易のほかに、シンガポールを中継するものが輸出入のそれぞれ35%前後を占めている。輸出額は、GNPのほぼ50%を占め、中でもゴムと錫が中15%、1960年の資料によるとゴムは輸出の約60%を、錫は17%を占めている。

国別輸出入状況ならびに主要輸出品および輸入品は、下表のとおりである。

なお、マラヤ連邦は、相手国によつて輸出入の管理を行なつている。とくに輸入については、相手国をつぎの5つに分けて輸入管理を行なつているが、英連邦諸国からの輸入は

特殊商品を除いてOGL(包括輸入許可)となつているが、その他はSL(特別許可)を必要とする商品の数が多く、なかでも共産圏諸国からの輸入にはOGLは全く適用されていない。

(イ) 英連邦諸国

(ロ) 近隣諸国(ブルネイ、ビルマ、カンボジア、インドネシア、ラオス、北ボルネオ、サラワク、タイ、南ベトナムの9カ国)

(ハ) EEC諸国、ドル地域諸国およびチェッコスロバキア

(ニ) 共産圏諸国(中共およびチェッコスロバキアを除く)

(ホ) 中共

第6表マラヤの貿易

A 国別輸出入状況

(単位 百万マラヤ・ドル)

マラヤ輸出市場			マラヤ輸入市場		
国名	1960	1961 (1~6)	国名	1960	1961 (1~6)
日本	310	-200	イギリス	462	246
イギリス	382	189	タイ	250	123
アメリカ	303	148	インドネシア	325	115
西ドイツ	226	97	シンガポール	169	98
シンガポール	632	20	日本	172	89
フランス	113	67	アメリカ	89	53
イタリー	108	57	オーストラリア	100	50
インド	82	34	香港	82	42
ソ連	111	-	西ドイツ	77	41
オーストラリア	58	20	インド	45	38
その他	523	336	その他	380	186
計	2,927	1,227	計	2,151	1,081

B 主要輸出品及び輸入品

(単位 百万マラヤ・ドル)

		1958	1959	1960	1961 (1~6)
輸 出	ゴ ム	1,197	1,722	1,829	675
	錫	275	299	507	256
	鉄 鉱 石	68	100	140	85
	パ ー ム 油	47	52	60	26
	ココナツト油	41	30	24	14
	木 材	32	33	55	21
輸 入	機 械 (電気器具を除く)	74	79	134	77
	石油及び石油製品	134	129	149	75
	輸 送 機 器	96	101	141	73
	米	139	132	135	67
	絨 維 製 品	88	100	119	57
	生 ゴ ム	74	97	139	44
	錫 鉱 石	52	60	138	44

5-4 マラヤの産業開発

5-4-1 概 況

主としてゴムと錫に依存する典型的なモノカルチユア経済をもつては、年率3.4%という高い人口増加を吸収するのは到底不可能である。いかにして雇用の機会を創出し、国民の生活水準の向上を図るか、それがマラヤ連邦喫緊の政治的課題なのである。

5-4-2 産業開発5カ年計画

マラヤ連邦政府は、1956年、経済委員会を設け、1956-60年にわたる産業開発5カ年計画を作成し、公共投資総額1,007百万M\$にのぼる予算をもつてこれを実施したが、工業化の推進およびゴム樹植替えを中心に、公共部門で8.5%、民間部門で9.5%の達成率を示したといわれる。

マラヤ連邦政府は、ひきつづき、1961-65年にいたる第2次5カ年計画を作成した。公共投資2,150百万M\$、民間投資2,900百万M\$、投資額合計5,050百万M\$

\$ (1,650 米ドル) で、とくに公共部門の投資は第1次の実績の倍以上という増え方を示している。第2次計画も、第1次にひきつづき、人口とくに労働人口の急増、農村地帯の困窮と土地不足、ゴムに対する依存度の異常な高さの3つの問題の解決をねらっているのであるが、製造工業の発展を中心に、この5年間に国民総生産を20～25%増加させ、34万人(15%増)の追加労働力に雇用の機会を造成させ、経済成長年率4%以上を実現することを目標としている。

第1次および第2次の両計画における公共投資の配分および財源は、第7表および第8表の示すとおりである。

第7表 マラヤ第1次、第2次5カ年計画の財源

(100万マラヤ・ドル)

	(1956—60) (実績概算)	(1961—65) (計 画)
経常余剰(連邦および州の経常余剰、公共企業の減価償却基金および経常余剰)	487	340
国内借入れ(Employees Provident Fund 郵便貯金 Currency Board その他)	606	900
国外財源(海外借入れ、贈与)	277	585
政府残高の使用	-363	325
計	1,007	2,150

この財源は、ゴムの平均輸出価格1ポンド当り80マラヤ・セントとして算出したものである。ところが、ゴムの市況が悪く、マラヤ政府自身1962年予算にポンド当り75セントとして歳入を計上しているような実情である。これが、70セントに低落するとの予想もあり、そうなると、マラヤ政府としては、必然的に外国援助の増加、手持外貨準備の減少、計画枠外輸入の減少のいずれかを選ぶことを余儀なくさせられることになる。

第8表 第1次および第2次5カ年計画における公共投資

(単位 百万マラヤ・ドル)

部 門	1956～60年			1961～
	計画目標	概算実績	目標達成率(%)	65年 計画目標
農 業	265.6	227.5	86	545.3
ゴム樹植え替え	160.0	153.4	96	165.0
かんがい、排水	60.0	38.3	64	100.0
土地改良	15.0	16.7	111	191.0
測量	9.7	3.6	37	6.9
水産	5.1	2.4	47	7.2
林業	3.2	2.2	69	5.0
家畜	1.5	1.7	113	10.0
調査及び付帯事業	2.7	2.4	89	20.0
その他	8.4	6.8	81	40.2
輸 送	222.5	206.5	93	362.0
道路、橋梁	70.0	95.2	136	190.0
鉄道	93.0	71.4	77	65.0
港灣	49.0	37.0	76	55.0
航空	10.5	2.9	28	52.0
PWD工場と設備	13.0	23.6	181	68.7
通 信	63.3	51.6	82	72.9
電 話	55.0	47.4	86	50.0
放 送	3.8	2.7	71	5.0
郵 便	4.5	1.5	33	17.9
公共施設	14.5	238.6	111	402.0
電 気	30.0	142.0	109	254.0
上 水	69.6	80.6	116	140.0
下 水	14.9	16.0	107	8.0
産 業	15.8	12.1	77	27.0
地域開発など	14.0	11.1	79	7.5
その他	1.8	1.0	56	19.5
一 般	141.3	73.0	52	121.1
地 方 開 発	36.6	14.2	39	16.7
政 府 建 物	32.3	48.8	151	38.8
そ の 他	72.4	10.0	14	65.6
社会施設	212.7	138.8	65	491.0
教 育	95.4	60.9	64	260.0
保 健	50.0	12.7	25	145.0
住 宅	67.3	65.2	97	86.0
総 公 共 投 資	1,148.7	971.7	85	2,090.0
防 衛	-	35.0	-	60.0
総 計	-	1,006.7	-	2,150.0

5-4-3 創始産業法 (P I O = Pioneer Industries < Relief from Income Tax > Ordinance)

右の5ヶ年計画の推進とは別に、マラヤ連邦政府は、国内産業の多角化による経済基盤の拡充を主として外貨の導入によつて実現するため、1958年に創始産業法を制定、実施している。すなわちこの法律によつて創始産業に指定された企業は、操業開始から2カ年(期間満了の際、投下した設備資金額が10万M\$を超えるときはさらに1カ年、25万M\$を超えるときは、さらに3カ年延長される)法人所得税を免除する特典を与えるというものであるがそれとならんで製品の販路確保のための保護政策もとられることになっており、外貨の積極的導入による民間工業の創設育成をはかろうという政府の熱意がうかがわれる。ただ国内消費を目的とする物資生産の場合は人口が少く消費能力が少いので予め輸入品に対する対抗措置を講じておく必要があり、そのためには関税諮問委員会に申請しそこで通過しておかねばならない。

勿論この委員会は公式機関ではなく、最終決定権は大蔵大臣にあり、商工大臣は大蔵省に勧告する立場にある。この委員会の通過には、通常最短期間で6ヶ月を要する。

創始産業たるに必要な条件は、つぎのとおりである。

- (1) この国に全く存在しない産業か、または経済上の要請ないし発展に適合する経済規模をもたない産業であること。
- (2) 将来、発展の可能性のある産業であること。
- (3) この国の経済上の要請ないし発展に適合する経営規模をもつて操業しうる産業であること。
- (4) 当該産業をPioneer Industryとして、その設立ないし発展を奨励することが、公共の利益からみて妥当であること。

現在までに創始産業に指定された企業は、その数80に及び、その授権資本は合計額300百万M\$に達するといわれ そのうちすでに50社が操業を始めている。今後ぞくぞくと製品が市場に出廻るようになれば、販路の狭い国だけに、国産保護のため同種外国製品に対する関税引上げが行なわれる懸念も生まれよう。

5-4-4 外国資本に対するマジョリティの許与

マラヤ連邦政府は、海外との協力提携によつて産業開発をすすめるため、合併事業を優遇しP I Oの認定などでも、もしそのイニシャティヴが外国企業にある場合には、その外国企業に対し51%以上の持株をみとめている。ただし、たとえば技術提携の場合のようにイニシャティヴがマラヤ国内にあるときは、この限りでなく、一般的にはマラヤ側が過半数を持つよう行政上の指導が行なわれている。

5-4-5 工業地帯創設

有望な企業家が遅滞なく適切な工場用地を入手できるように、まずクアラルンプールに

近いベタリン・ジャヤに工業地帯を新設、ひきつづきジョホール・バール、イポー、パタワース、ネグリ・センピランが予定されており、州政府は、それぞれの工業用地を発展させるため、信託資金（Trust Fund）を創設した。

5-4-6 民族投資会社（NIC=National Investment Company）の設立

NICは、政府とマラヤの実業家によつて設立された金融機関で、資本金は現在200万M\$, 国内の資金を集めて国内の企業へ投資することを目的とするが、海外企業と提携して合弁会社を設立することもできる。資金量が限られているので資金源としては期待できないがマレイ人の産業にたいする参加を奨励するために有望企業には政府がNICの参加を要求することがある。

5-5 マラヤ連邦と日本

5-5-1 貿易

日本とマラヤ連邦との貿易の特徴は、毎年のわが国の大幅な入超で、その状況は、下の表にみられるとおりである。

1960年日・マ通商協定が締結され、従来マラヤ連邦がわが国に対して援用していたガット35条も、同協定の効力発生とともに撤回され、この国の対日輸入制度についてはだんだん改善をみているわけであるが、このような片貿易の是正のためには、同連邦市場の開拓を目指して秩序ある輸出促進につとめるとともに、経済協力または技術協力のラインを通じて積極的に連邦の開発に寄与することが望まれる。その貿易バランス、外資保有高、政情の安定などからみて、合弁企業の機械設備および原材料をはじめ、わが国商品の輸出市場としてのマラヤ連邦の有望性については、再認識の必要があろう。

第9表 わが国の対マラヤ貿易 (単位 1,000米ドル)

年 別 商品別		1958	1959	1960
		輸	食 料 品	1,238
	織 維 品	3,680	3,746	5,228
	非金属鉱物製品	1,044	1,061	1,360
	金 属 品	3,018	4,362	8,688
	機 械 類	1,558	3,916	8,164
	化 学 品	469	1,184	1,367
	そ の 他	2,113	3,241	4,571
	計	13,120	19,347	31,710
輸	生 ゴ ム	5,411	7,145	6,983
	鉄 鉱 石	3,085	5,025	7,219
	錫 塊	1,220	1,744	2,347
	そ の 他	1,720	2,714	2,807
	計	11,438	16,629	19,356

5-5-2 わが国商社にたいする活動制限

3年以前より、日本商社の現地支店設立に関して許可を申請していたが、1962年3月に設立許可があつた。しかし、本許可には、次の様な厳しい条件が付けられ問題となっている。

1. 第三国貿易の禁止、対日取引にのみ限定
2. 活動範囲の限定 卸小売業を営んではならない
3. 人員制限 日本人は2名以内とする
4. マラヤ人の登用
5. 運転資金は、日本より持込むこと
6. 利益送金に際してはExchange Control 所定の許可を得ること。

5-5-3 日本の企業進出

マラヤ連邦に対する合併または技術協力は、前述の創始産業法の施行をはじめとする投資環境の改善によつて、ようやくわが国企業家の着目するところとなつてきたが、わが国の企業進出の傾向は、現在交渉中の二重課税防止のための租税協定の成立によつてさらに拍車されるものとみられる。

現在、日本の進出企業には、つぎの14社がある。

- (イ) 日本鉱業 — エンドウ 鉱山
- (ロ) 鋼管鉱業 — オリエンタル・マイニング
- (ハ) 沖之島水産 — 春光水産
- (ニ) 大洋漁業 — 新源発漁業
- (ホ) 海外漁業 — Malayan Marine
- (ヘ) 丸紅飯田 — Malayan Industrial Development
- (ト) 三井物産 — KUOK Brothers
- (チ) 野沢石綿 — K. C. BOON
- (リ) ライオン歯磨 — マラヤライオン歯磨
- (ヌ) 日本鉱業 — ボンテイマン 錫山
- (ル) 鋼管鉱業 — ブンガ・ラヤ・アイアン
- (ヲ) 野村貿易 — 友聯公司
- (ワ) 味の素 — 味の素マラヤ
- (カ) 大日本紡績 — マラヤ綿紡績
- (キ) 石原産業 — N I C

6 シンガポールの政治と経済

6-1 一般事情

シンガポールはマレイ半島の南端に位置し、面積約580km²(淡路島とほぼ同じ)の島である。人口は、168.7万人、うち75%までが華僑である。

同島は長く英国の植民地として、アジアに於ける軍事、経済上の一大拠点となっていたが、1959年6月以降は、外交と国防以外の内政について自治権を持つ自治州となった。

国内政治については英国女王の代表たる自治州主席(現在はマレイ人)の下に、定員51名の一院制議会と、首相以下9名からなる内閣とによつて運営されている。

6-2 シンガポールの政治情勢

6-2-1 人民行動党と李光耀政権

現在のシンガポール政府は、1959年の自治州発足以来の人民行動党(People's Action Party)政権で、李光耀首相に率いられる。人民行動党は、1959年5月の総選挙において51議席中43議席を得て、圧倒的勝利をおさめ政権を獲得したのであるが、その後左派系議員の脱退により26議席に減少し、辛うじて過半数を保っていたが、最近マレイシア連邦問題をめぐる意見の対立から、さらに一議員が脱退し、25議席となった。ただし、さきのマレイシア連邦結成にかんする国民投票法案は右派系野党議員の同調を得、26対18で可決された。

(注) 1962年9月1日に、本法に基き国民投票が行われたが、マラヤ、シンガポール両政府の合意に基く合併案が圧倒的多数で承認された。ちなみに投票の結果は次の通りであつた。

A案(シンガポールは労働、教育の自治権を留保し、連邦議会への代表数は制限する)	39,7626
B案(マラヤ連邦各州と同じ条件で合併)	9,422
C案(ボルネオ三国のマレイシア加入条件と同条件で合併)	4,911

PAPは元来社会主義政党であるが、現政権は左派の脱退などもあつて比較的隠健な政策をとつている。マラヤ連邦との合邦促進、失業者の救済、青少年の不良化防止などを政策としているが、また開発4カ年計画を設定して工業開発の推進に努めている。

6-2-2 反対党とその影響力

反対勢力の中心をなすのは人民行動党から分離して結成された社会主義戦線(Barisan Socialis)で、労働組合、民族主義的左翼学生、中下層中国人などの支持を得ている。

同党が政府と意見を異にする最大の点はマレイシア連邦に反対していることで、国民投票法案の審議をめぐつて活潑な反対運動を展開してきた。

(注) 1963年2月3日の新聞報道によると、社会主義戦線書記長リム・チンシオン氏を含む同戦線、左派系労働組合連合、学生運動等の指導者が一斉に逮捕された模様である。

具体的政策内容については必ずしも明らかでない。

その他保守系の連合政党である連合党 (Alliance)、完全独立をとる工員党 (Worker's Party) などがある。

6-2-3 人種問題

シンガポールは第10表のごとく複雑な人種構成をもち中でも華僑の数が圧倒的である。

第10表シンガポールの人種構成 (1961年6月30日現在)

名 称	人 口	百分率
華 僑	1,269,100	75.2
マ レ イ 人	236,400	14.0
インド、パキスタン系	141,500	8.4
ユーラシア人(欧亜混血)	12,800	0.7
欧 州 人	13,400	0.8
その他外国人	14,100	0.8
合 計	1,687,300	

従つて、言語の上では英語、中国語、マレイ語、およびタミール語が公用語として用いられている。華僑の数が多いため、マラヤ連邦側ではシンガポールと合邦することでマレイ人の立場が悪化することをおそれて反対論が強かつたが、英領ボルネオを加えることによつて妥協した。シンガポールの華僑側にも、マラヤと一緒にすることで中国人が弾圧されるのではないかという脅れが連邦反対の強い理由となつていたが、そのため政府ではさきにマラヤ連邦との間でマレイシヤ連邦結成について交渉したさい、合邦後もシンガポール側に教育と労働について相当の自治を認めることに合意を得ている。

6-2-4 わが国とシンガポールとの関係

シンガポールの対日感情は、太平洋戦争中の日本軍占領時代のしこりもあつて必ずしも良好なものではなかつたこともあつたがその後次第に改善され最近では友好関係を保つている。コロンボ・プランその他によるわが国からの技術援助も行なわれており、最近では同国工業化のために日本からも企業進出を求めてきている。

現地にみても、商店には日本商品があふれ、また服装、美容などに関するわが国の出版物の流入も多くみられるなど、市民は日本を新たな目から見直してきているようである。政財界の指導者の意見も、同国の発展のために過去を忘れて協力して行きたいという態度が明らかであつた。

6-3 シンガポール経済の現状と問題点

シンガポールはマラヤ、インドネシア等の近隣諸国のゴム・錫等の一次産品を基軸とする中継貿易港として発展してきたために、国民の所得水準も東南アジアとしては極めて高く、年間一人当たり所得約400米ドルと推定され、日本(約340ドル)より高水準にある。

しかしながら、近年では一次産品の輸出が伸びなやみの傾向にあり、また、近隣諸国でもだんだんと直接輸出へ切替える方向にあるので、シンガポールとしても中継貿易港としての将来に不安がある。

一方、シンガポールの人口は最近は年率4.3%に及ぶ急激な増加を続けており、雇用問題は重大な問題となつてきている。

このように、中継貿易依存からの脱却、雇用問題の解決のために、急速な工業化をはかる必要にせまられている。

6-3-1 金融、財政

シンガポールは、マラヤ連邦、英領ボルネオ諸国とともに、共通の通貨であるマラヤ・ドル(1米ドル=3.06マラヤ・ドル)を使用している。マラヤ・ドルは各国の政府代表よりなる通貨委員会が発行の任に当っている。

シンガポール財政の基礎は所得税および特定商品(酒、タバコおよび石油)にたいする関税収入であるが、近年赤字が続いたために、所得税の引上げと新税の設置を準備している。1961年度の財政収入は345百万マラヤ・ドル、支出は348百万マラヤ・ドルで、差引き3百万ドルの赤字であつた。支出中には166百万ドルに上る開発計画関係支出が含まれており、これが大きな負担となつている。

企業にたいする所得税は40%であるが、創始産業法(PIO)の適用を受けたものについては最高5年までの免税措置がある。

同地は永く交易の中心地であつた関係上、各国の金融機関が進出し、現在34の銀行が活動を行なつており、そのうち、16行が地場銀行で残り18行が英系を含む外国銀行である。その殆んどが外国為替業務を取扱うことができる。わが国の企業が現地金融機関から金融を受けることは可能であるが、現在では外国系資本が過半数を占める会社にたいしては持込資本金の20%までしか借入を認められていない。

金融機関の業務は大部分短期商業金融であり国内に対する長期産業投資は余り行わず、余裕金は、ロンドンに回金して運用する傾向にある。

又、シンガポールとスターリング地域間の資金移動は自由であるが、スターリング地域以外の居住者がシンガポール政府の国債乃至は会社の株式、社債取得する場合にはシンガポール政府の許可を要することになつている。

6-3-2 貿易

シンガポールは香港とともに自由港として、中継貿易を中心に発展して来たので、貿易

活動の動向は国際景気、近隣諸国の経済動向のいかんにかゝっている。最近における商品別輸出入および主要貿易相手国は別表の通りである。

第11表 シンガポールの貿易

(単位 百万マラヤ・ドル)

商品別 国別	年 別		商品別	年 別	
	1960年	1961年		1960年	1961年
輸 出 総 計	3,477.1	3,509.7	輸 入 総 計	4,077.8	3,967.8
(商品類別)			(商品類別)		
食料飲料等	532.0	528.9	食料飲料等	747.4	802.0
原燃料	2,000.8	1,679.7	原燃料	2,151.4	1,751.6
生ゴム	1,426.2	1,052.9	生ゴム	1,355.4	909.4
化学製品	86.3	99.8	化学製品	126.8	154.9
原料別製品	314.5	369.4	原料別製品	469.1	557.3
機械類	234.6	264.6	機械類	287.6	376.0
その他工業製品	99.4	104.9	その他工業製品	214.5	238.8
(主要国別)			(主要国別)		
イギリス	286.8	245.3	イギリス	363.1	406.9
アメリカ	242.2	223.0	アメリカ	156.0	187.1
オーストラリア	135.4	78.8	オーストラリア	106.0	124.2
西ドイツ	78.7	67.6	西ドイツ	74.1	98.4
インドネシア	121.1	194.3	インドネシア	999.3	829.2
マラヤ連邦	842.9	887.4	マラヤ連邦	853.1	728.1
日本	156.7	175.2	日本	298.1	339.0
中 共	86.9	11.5	中 共	139.8	129.8
サラワク	85.6	88.2	サラワク	198.5	159.9
タイ	107.3	83.7	タイ	145.8	118.7
香港	60.0	66.0	香港	89.6	109.7
インド	69.5	47.7	インド	50.4	66.9

(資料) Monthly Digest of Statistics: Singapore

自由港である関係上、原則として関税はかけられないが財政収入を確保するため少数品目に課税しているほか、(1) 近年工業開発の政策から、新たに必要に応じて保護関税を課する方針が定められている。(2) また、商品の種類ならびに貿易相手国によつて多少の輸出入制限がある。

(註) (1) 現在、酒アルコール類、煙草、石油に関税が課されている。

(2) 現在保護関税の対象はペイント及び石けんなどである。

マレーシア連邦が実現した場合、自由港であるシンガポールと、保護的関税制度を持つマラヤ連邦との間の関税政策を調整する必要が生じる。しかし、シンガポール側では同島の自由港としての機能を保存したい意向であるので、保税地区を設けるか、マラヤとの間に産業開発について調整を行ない 課税品目を減らして行くというような方法が考えられている。

6-3-3 産 業

農、漁、工業のいずれも小規模で未発達である。農業は土地が狭小なため大した発展が望めないが、野菜、ゴム、ココナツトおよび果樹を中心に限られた程度の生産が行なわれている。漁業は約5,300人の漁夫と2,500隻の漁船がこれに従事しているがこれはシンガポールにおける需要の約3分の1を満たす程度のものである。

工業に従事するものの数は約6万人であつて、就業労働者中の割合は、大きいのが、企業の大部分は小規模のもので、食品、ゴム製品、衣料、はき物、家具等の生産が主である。現在政府は別項の加き工業開発を中心とする4カ年計画を実施中で、将来この部門の比重が一層増加することが期待されている。

6-3-4 労働事情

労働人口は約47万人で9月当時の就業労働者数は15万人、失業者は5万3,000人であつた。高い人口増加率と、中継貿易の伸び悩みからくる余剰雇用の吸収が大きな問題となっている。

産業別雇用労働者数は才12表の通りである。

才12表 シンガポール産業別雇用労働者数 (1960年9月)

部 門	
総 計	150,861
農業・漁業・林業	1,063
鉱 業	789
製 造 業	47,628
食 品 加 工	4,086
飲 料	1,890
は き も の	1,663
木 材	2,216
印 刷 ・ 出 版	3,994
ゴ ム 製 品	4,790
化 学 品	1,465
非 金 属 鉱 物 製 品	1,708
金 属 製 品	1,845
機 械	4,354

電 気 機 械	1,374
輸 送 機 械	14,865
建 設	9,555
電気・ガス・水道等	6,894
商 業 ・ 金 融	32,860
輸送・貯蔵・通信	25,088
政府及びその他のサービス	24,733

注 政府サービスには軍隊も含む。

賃金は比較的高く、製造業における男子の一時間当り平均賃金は1960年当時において94セント(約100円)であつた。⁽³⁾

シンガポールの現支配政党である人民行動党が組合助成政策をとつていたために、労働者の組織率が高く、その活動も極めて活潑である。労働関係法規として、労働組合法、労使関係法および工場法があり、また最低賃金制度が実施されている。

組合の多くが左翼過激派の影響下にあるために、従来とかく反政府的な政治目的の労働争議が頻発し労働事情の悪化が伝えられていた。しかしながら、マレーシア連邦が成立すればマラヤ連邦の厳しい治安立法がシンガポールにも適用されることになり過激派の運動は、かなりの制限を受けるので、労働組合運動が次第に安定することが期待され今後の成行が注目されている。

6-3-5 華僑の経済勢力

シンガポールは、人口の75%までが華僑で、事実上華僑の国である従つて、シンガポール経済界で最大の勢力を持つものは華僑である。彼らは元來商業資本家で、香港をはじめ東南アジア一帯に強力な連絡を保ち、シンガポールの自由港としての地位を利用して商業、金融面で活動を行なつてきたものである。工業に対しては、工業技術、経営にかんする知識と経験の不足から、全体としては現在でも必らずしも前向きな態度をとらず、多分に日和見的でさえある。

しかるに、最近においては、人口増加による失業問題、中継貿易の伸び悩みなどのほか、インドネシア等における経済民族主義の結果、活動の場を失つた華僑資本が多量にシンガポールに集まつて投資の機会を求めていることなどの事情で、工業活動の分野に進出をはかるものが増加する傾向にある。

6-3-6 わが国との経済関係

(3) 労働組合には容共系と非共系とがあり、両者の勢力拡大方法の一つが賃上げであつた。その結果、シンガポールの平均賃金は比較的高くなつたと考えられる。もし、一方が消滅すれば事態は改善される

シンガポールのわが国との輸出入額はオ13表の通りである。わが国の輸出は年々伸びており、おり、大巾な出超を記録している。

オ13表 わが国とシンガポールとの貿易
わが国のシンガポールへの輸出

(単位 千ドル)

年 別 商品名	数量 単位	1959年		1960年		1961年	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
総計		-	75,283	-	86,974	-	101,783
(為替受取)		-	(75,120)	-	(22,278)	-	(104,815)
食料品		-	4,327	-	4,964	-	6,096
燃料		-	3,206	-	6,684	-	3,287
ガソリン		-	1,820	-	2,705	-	2,287
化学品		-	2,074	-	2,175	-	2,844
繊維品		-	35,709	-	36,063	-	47,620
綿織物	千㎡	44,995	11,676	53,975	16,058	65,718	19,318
非鉄金属製品		-	3,485	-	3,766	-	4,738
セメント	トン	128,780	1,939	140,251	2,036	189,366	2,608
金属品		-	9,146	-	12,960	-	12,743
鉄鋼	トン	40,928	7,000	66,998	10,109	62,244	8,984
金属製品		-	1,994	-	2,457	-	3,593
機械機器		-	7,646	-	10,833	-	14,528
一般機械		-	1,988	-	2,391	-	4,430
電気機械		-	2,620	-	3,207	-	4,775
輸送機械		-	1,750	-	3,372	-	2,967
精密機械		-	1,288	-	1,863	-	2,357
上記以外計		-	9,690	-	9,529	-	9,927

わが国のシンガポールからの輸入

(単位 千ドル)

年 別 商品名	数量 単 位	1959年		1960年		1961年	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
総計		-	9,031	-	(13,528)	-	24,586
(為替支払)		-	(6,430)	-	(2,367)	-	(12,500)
食料品		-	211	-	7,897	-	144
原材料		-	3,439	-	2,953	-	3,867
原皮	トン	85	241	29	206	60	568
鉄鋼くず		41,780	2,015	33,159	1,543	41,122	2,085
燃料		-	3,997	-	9,486	-	19,818
重油	KL	11,1352	2,244	381,044	7,475	942,705	16,887
上記以外計		-	1,384	-	919	-	757

わが国からの企業進出の主たるものは、以下の通りである。

日 本 側	相 手 側 (または新会社名)	業 種
1. 小野田セメント 三井物産	新嘉坡洋灰工業 有 限 公 司	セメント 貯蔵庫建設
2. 暁海運	泉 源	海 運
3. 丸善石油 東洋綿花	Maruzen Tohyo(Siu-gapore) CO	石油製精
4. 松庫商店	Mayfair Rubbor Ltd	伸鉄・解体

5. 小野田セメント 三井物産	新嘉坡洋灰廠 有限公司	セメント製造
6. 大和ハウス工業 東邦貿易	South Asia Development Corporation Ltd	建築

わが国との間には二重課税防止のための租税協定が結ばれており、このため、進出企業がシンガポールの創始産業法によつて免税措置を受けた場合、「みなし課税」制度によつて、わが国でも税額控除を得ることができるようになった。

最近シンガポールにおいては、わが国商社の一部にたいして才3国貿易の禁止、国内流通部内との競合禁止、現地人の採用、企業進出の推進、などを条件とする活動制限を付して来ており、たまたま時を同じくしてマラヤ連邦においても同趣旨の制限措置が伝えられているので、その成行きが注目されている。

6-4 経済開発計画と工業振興策

6-4-1 開発4カ年計画

シンガポール政府は、1961年4月経済開発4カ年計画を策定したが、その主たる目的は工業開発によつて爆発的に増加する労働人口を吸収するとともに、住宅・教育等の充実によつて社会福祉を増大せんとするものである。その資金計画と主たる配分は表の通りである。

才14表 シンガポールの経済開発4カ年計画資金計画

(a) 国内調達 (単位・百万マラヤ・ドル)	
歳入余剰金	116.1
各種積立金の流用	188.4
民間借入金	230.0
公共団体の積立金の流用	56.9
小計	591.4
(b) 国外調達	
イギリスの贈与	8.6
イギリスの借款	171.0
世銀その他の借款	100.0
小計	279.6
総計	871.0

ア 15 表 シンガポールの経済開発 4 カ年計画資本支出推計

(単位 100 万マラヤ・ドル)

部 門	金 額	部 門	金 額
経 済 開 発	50795	シンガポール河の改良	1579
土地および農業	5327	電 気 通 信	1288
工業および商業	33736	道 路	2960
経済開発局	100.00	橋 梁	10.43
カラシ計画	40.00	電 話 局	17.45
ジュロン計画	45.00	社 会 開 発	34988
工業化のための土地獲得および その他の工業化のための開発費	5.60	保 健	3580
電 力	7850	教 育	94.48
水 道	54.23	住 宅 建 設	153.60
ガ ス	14.03	下 水	47.36
輸送および通信	117.32	行 政	13.19
東波止場開発	12.70	総 計	87102

資金計画については、総所要資金 871 百万マラヤ・ドルのうち、国債発行による民間からの借入と、英国からの援助が重要な比重を占めている点が注目される。また、投資配分表から明らかごとく、政府部門で実施する事業はその重点が外部経済の充実にふり向けられているので、現実の工業設立の任務は民間企業の手ゆだねられている。

4 カ年計画による主要なプロジェクトは以下の如きものである。

(1) ジュロン工業用地計画

シンガポール市の西の海岸に位置するジュロン地区の整地を行ない、必要共通施設を設け、重工業を含む民間企業を誘致しようとするものである。

(2) 電 力 現在の発電能力は計 13 KW であるが、新たに計 8 万 5 0 0 0 KW の発電設備を設置する。

(3) 用 水 シンガポールは島内に十分の水資源がなく、対岸のジョホールから供給を受けているが、現在は浄水用パイプラインが一本あるのみで、工業用水は割高である。

(現在トン当り約 3 4 円) 4 カ年計画によつて、ジョホール側へ供水能力を増すことなどが計画されているが、必要によつては工業用水専用のパイプラインを新設することも考えられている。

6-4-2 創始産業法 (Pioneer Industries Ordinance)

1959 年 4 月に制定され、産業育成のために、指定業種の新規事業にたいして創業より 5 カ年間の法人税を免除する。現在までにセメント、化学、電機、製鉄、精油など約 70 種

の業種が創始産業に指定されており、これにもとずいて24の企業に免税措置適用が実施されている。この中には丸善東洋精油所、小野田セメントなどわが国からの進出企業が含まれている。

ただ現状ではP I Oの適用に裁量の巾が大きく、かつ、その認可に非常な時間がかかるので、この面での改善が望まれている。

6-4-3 経済開発局 (E D B)

シンガポール政府はかねてから国連にたいして国内工業化のための調査を依頼していたが、昨年6月に次の3項目からなる勧告がなされた。(1) 工業化のために経済開発局を設立すること。(2) 保護関税を設定すること。(3) 個別産業の設置可能性についての勧告。その結果、1億マラ・ドルの資金で工業化のための中核組織として経済開発局 (E D B) が設立された。

E D Bの資金は、シンガポールの工業開発に寄与すると思われる企業にたいして投融資を行なうものである。融資は新規企業にたいしては所要資金の50%、既存企業の拡張にたいしては80% (但し合計資産の40%を限度とする) までの範囲で行なうことができる。投資は所要資金の25%まで可能である。投資と融資を併せて受ける場合、最大限75%までの資金的援助が受けられるわけであるが、この場合でもE D Bとしては企業支配を目的とせず、可及的速やかに民間に移管する考えである。

融資条件は経済開発にたいする寄与の程度に従って個々に決定されるが、期間は3年から10年、金利は7%というのが一般的で、嘗て解体船購入に対し2.5%の金利で融資した例があるが、これは、特殊のケースで今後は期待出来ないであろう。

投融資の決定にあたっては外国系企業であつても差別は行なわない方針といわれる。

6-4-4 保護関税

シンガポールは自由港としての性格上から、原則として関税障壁が設けられていない。このために、過去において国内産業が外国からのダンピング等によつて、被害を受けたこともあるので、このたびの工業化政策においては必要に応じて保護関税を設定することを明らかにしている。これによつて、現在のところ石けんおよびペイントなど数品目にたいして関税が設けられている。

しかしながら、関税が過度になると、自由港としての地位が脅かされるのみならず、マレーシア連邦の設立とともに、マラヤ連邦との取引関係とくに関税面での調整を行なう必要もあるので、実施に際してなお種々の問題が残されている

6-4-5 税負担の軽減

シンガポール政府とわが国政府の間には二重課税防止のための租税協定が結ばれているために、同地に進出した日本企業は、その利益について下記のごとくわが国法人税課税上の優遇措置を受けることができる。

(1) 会社の所得、配当

シンガポールにおける会社に対する所得税率(注、法人税という概念はない。)は40%で、配当に対する源泉課税は原則としてない。

わが国法人税の改正による間接税額控除制度の採用により、シンガポールの会社の所得税についても税額控除が認められることになり、結局子会社の所得に対する税負担は40%にとどまる。

たとえば、シンガポールの全額出資子会社Pの所得(I)200万円、配当(D)100万円とする。

シンガポールの所得税(T) $T = I \times 40\% = 200 \times 40\% = 80$ 万円 親会社の国内所得(I')
400万円、税率35%とする。

配当について納付したとみなされる税額(T')は $T' = T \times \frac{D}{I-T} = 80 \times \frac{100}{200-80} = 66.7$
控除限度額は $(D+T'+I') \times 35\% \times \frac{D+T'}{D+T'+I'} = 63$ 万円 従って親会社の法人税 $(D'+T'+I')$
 $\times 35\%$ から63万円が控除される。

シンガポールにある子会社がPIOの指定を受けた場合には租税条約の「みなし課税」の規定により、結局わが国の税制上も免税となる。

(2) 利子、ロヤリテイ

租税条約によりシンガポール企業に対する貸付金(社債、延払輸出債権を含む)の利子ロヤリテイについてはシンガポールでは課税されない。

7 英領ボルネオ (British Borneo) 諸国の現状

サラワク (Sarawak)、ブルネイ (Brunei) および北ボルネオ (North Borneo) を通常英領ボルネオと呼ぶ。熱帯特有の湿原と密林と山岳におおわれた 20 万平方キロの地域で、そこに住む人の数は 130 万といわれ、人口密度 1 平方キロにわずか 6.5 人である。

世界でも指折りの後進地帯といわれながらも、その豊富な天然資源のゆえに、3 地域ともひとしく財政的に恵まれ、とくにブルネイのごときはマラヤ連邦に対し農村開発のための借款を与えるほどの余裕を示している。住民の $\frac{2}{3}$ はマレーシア連邦参加に賛成だといわれるが、あとの $\frac{1}{3}$ は、将来政治的に経済的にマラヤに操られることを警戒して、それぞれに批判的ないし反対の動きを示し、まず独立をかちとることが先決で、その上で対等の立場で話をしようという主張がつよい。

さる 12 月 8 日にマレーシア連邦参加に反対して、ブルネイに叛乱が起つたが間もなく鎮定された。その後 12 月 31 日の新聞報道によるブルネイ土侯サー・オマル・アリ・サイフデインはマレーシア連邦に加入する方針に変更がないことを再確認したと伝えられる。

従つて、マレーシア連邦は、この叛乱に影響されることなく結成されることになるう。

ブルネイは、Sultan (回教国の首長) に統治される土侯国 (保護領) であるが、サラワクおよび北ボルネオは、イギリス女王が派遣した総督 (Governor) の治める直轄植民地である。どの地域も、おしなべて、対日感情はよく、3 国の対日貿易は年を追つてふえ、日本は、従来の石油、生ゴムに加えて近年北ボルネオからの木材の最大の顧客となつており、また、日本からは、自動車、金属製品、食料品、繊維品などがこの市場に伸びている。

7-1 サラワク (Sarawak)

7-1-1 地勢、気候

面積 124,970 平方キロで日本の $\frac{1}{3}$ 、そのうち耕作面積が 29,670 平方キロ (24%) で、その他は山岳地帯、河川および沼沢で、豊富な森林資源を蔵している。

気温はだいたい 23°C ~ 30°C 程度、日中の湿度 70% 雨量年平均 158 インチ。

7-1-2 住民、政治

1960 年国勢調査によると、サラワクの人口は 744,529 人、その 31.5% は海ダイヤク人で主として農業、ついで華僑が 31.1% であるが、人口増加率が高いので間もなく首位を占めるものとみられる。サラワク経済の実権を握るのはむろん華僑であるが、他人種との対立が激しく、一部華僑の極左化が伝えられて、政府はその対策として「住居制限令」を出したりしている。

サラワクは、1946 年、従前のイギリス保護領から直轄植民地となつた。最高統治者は、英国政府から派遣された総督 (Governor) で、全土を 5 つの Division に分け、それぞれにひとつずつの理事官 (Resident) を、さらに Division を District に細分し、District Officer を置いている。1956 年新憲法が施行されたが、サラワクで

は、Governor が議会 (Council Negri) の勧告と同意をえて法律を制定する。議会は 45 名の議員で構成されるが、そのうち 24 人が民間から選出され、そのほかに官吏議員 14 名、任命議員 4 名、常任議員 2 名がいる。

7-1-3 産 業

サラワクは農業国で、住民の $\frac{2}{3}$ が農業に従事している。主要作物は、米、生ゴム、胡しより、ココナツト、サゴ、玉蜀黍、甘藷、タビオカ、ココア、ヤムなどがあるが、ゴムと胡しよりはこの地域の輸出農産物の花形で、木材とともにサラワク経済を支えている。米は自給できないため、タイ、ベトナムから輸入している。

鉱産物には、ボーキサイトをはじめとし、石油、石材、石炭、磷鉱石、アンチモニー、水銀などがある。

サラワクは、1955 年以来、年間 20 ~ 30 百万 M \$ の政府資金をもつて、産業開発計画を実施しているが、支出内訳は、経済計画 55.64 %、社会計画 34.16 %、その他 10.20 % となっており (1957 年計画)、経済計画の内容は、ゴム樹の植付けおよび植替えのための農業支出のほかは、道路、橋梁、港湾、電信電話など外部経済の整備が中心となつていようである。

また、これと平行して、民間資本とくに海外による新規工業の設立と振興をはかるため、1957 年創始産業法 (Pioneer Industries <Encouragement> Ordinance) を施行し、一定の条件を備えた工場を設立した者に対し、関税および法人所得税 (30 %) を免除することにした。その内容はつぎのとおり。

- (1) 従来商業的規模で行なわれていなかつたか、または現在なお商業的規模で行なりに十分な施設をもつていないと認められる工業、または発展の見込のある既存工業を Pioneer Industry に、その特定製品を Pioneer Product に、また、新たな製品を生産する目的で新たな工場を建設しようとする有限会社または現に建設中の有限会社からの申請が公共の利益に合致するものと認められた場合、その会社を Pioneer Manufacturers に指定する。
- (2) Pioneer Manufacturers としてライセンスの発給を受けた者は、Pioneer 発表の日から 5 カ年間、工場の建設拡張のため必要な物資の輸入税を免除する。
- (3) Pioneer Manufacturers は、生産開始の指定日から 8 カ年間中の任意の 5 カ年間に、それぞれ許可された資本支出額の $\frac{1}{3}$ 相当額をその所得から控除することができる。

7-1-4 貿 易

サラワクの貿易の規模は、英領ボルネオ 3 地域の中で最大となつているが、その $\frac{2}{3}$ を占める石油はブルネイからパイプで運ばれた原油がそのまま、または精製されて再輸出されているものである。貿易収支は 1958 年 30 百万 M \$、59 年 7.8 百万 M \$、60 年はやや落ちたがそれでも 4.3 百万 M \$ の出超であつたが、61 年には 1.5 百万 M \$ の赤字が

あつた。これは石油に次ぐ輸出品たるゴム、胡しようなどの世界市況の価格下落によるものであつた。

輸出品には、石油（221百万M\$）について生ゴム（83百万M\$）、木材（42百万M\$）、胡しよう（29百万M\$）などがあり、輸入品では、鉱物性燃料、潤滑油が190百万M\$と輸入総額の60%を占めて第1位（大部分がブルネイからの石油である）ついで食料品（45.6百万M\$、米を加えると66.2百万M\$）、工業製品（32.0百万M\$）、機械類および輸送機具（28.6百万M\$）、化学品（15.8百万M\$）の順となつている（いずれも1961年の数字）。

日本はサラワクの最大の顧客のひとつで、第16表のとおり、その貿易額は年々増えている。とくに、この国の対日輸出は、1960年度ついにオーストラリアを抜いてシンガポールにつぐ第2位を占めるにいたつた。日本へ輸出されるものは石油、ゴム、木材などでありまた、日本から輸入されるものには、食料品、雑貨、繊維品、機械、モーター、電気器具、自動車、オートバイなどがあり、日本品は良質安価だというので現地人の間で好評である。

第16表 サラワクの対日貿易

(単位 1,000マラヤ・ドル)

年 度	輸 出 額	輸 入 額	差 引 出 超
1958	68,416	6,898	61,518
1959	74,438	10,007	64,431
1960	102,364	13,076	89,288

第17表 サラワクの貿易収支

(単位 100万マラヤ・ドル)

年 度	輸 出	輸 入	バ ラ ン ス
1955	477	442	(+)35
1956	487	464	(+)23
1957	499	463	(+)36
1958	464	434	(+)50
1959	533	455	(+)78
1960	488	445	(+)43
1961	397	412	(-)15

出所：Annual Report, 1961

(注) 100万マラヤ・ドル以下四捨五入

第18表 サラワクの貿易収支(石油を除く)

(単位: 100万マラヤ・ドル)

年 度	輸 出	輸 入	バ ラ ンス
1 9 5 5	1 6 0	1 4 9	(+) 11
1 9 5 6	1 3 4	1 5 0	(-) 16
1 9 5 7	1 2 6	1 4 4	(-) 18
1 9 5 8	1 1 9	1 3 3	(-) 13
1 9 5 9	1 8 2	1 6 1	(+) 21
1 9 6 0	2 0 3	2 0 5	(-) 2
1 9 6 1	1 7 8	2 2 2	(-) 44

出所: Sarawak Annual Report 1961

(注) 100万マラヤ・ドル以下四捨五入、ただしブルネイ産石油の中継貿易を除いたもの

第19表 サラワクの主要商品輸出額

(単位: 100万マラヤ・ドル)

輸 出 品	1 9 6 0 年	1 9 6 1 年
原 油	1 4 7	1 0 7
精 油	1 4 1	1 1 5
生 ゴ ム	1 2 2	8 3
木 材	4 4	4 2
こ し よ う	1 7	2 9
イ リ ビ ナ ッ ト	—	0
ポ ー キ サ イ ト	4. 9	5. 5
さ ご 紛	2. 8	3. 3
ジ エ ル ト ン	0. 8	1. 7
コ プ ラ	—	—
そ の 他 (1)	8. 5	1 1

出所: Sarawak Annual Report, 1961

(注) 再輸出を含む

第20表 サラワクの主要輸入商品

(単位：1,000 マラヤ・ドル)

輸 入 品	1960年	1961年
食 料 品 (米 を 除 く)	4 5, 3 0 8	4 5, 6 3 6
米	1 4, 1 4 0	2 0, 5 4 2
ア ル コ ー ル 飲 料	2, 9 9 7	2, 8 3 9
非 ア ル コ ー ル 飲 料	2 9 3	3 9 6
タ バ コ	6, 6 5 0	6, 2 4 7
鉱 物 性 燃 料 ・ 潤 滑 油	2 4 0, 0 6 6	1 8 9, 9 1 2
粗 原 料	1 1, 0 4 3	8, 1 7 9
動 植 物 性 油 脂	4 6 9	3 6 7
化 学 製 品	1 5, 1 5 2	1 5, 7 8 4
工 業 製 品	3 0, 1 0 4	3 1, 9 7 1
機 械 ・ 運 送 機 械	2 6, 0 8 5	2 8, 5 8 2
雑 貨	1 3, 3 7 4	1 4, 4 3 9
そ の 他	2 8, 2 3 3	3 5, 0 9 8

出所：Sarawak Annual Report; 1961

第21表 主要相手国別輸出入

(単位：1,000マラヤ・ドル)

相手国	1959年		1960年	
	輸出	輸入	輸出	輸入
シンガポール	209,495	22,282	199,721	24,320
香港	8,501	10,213	9,889	22,303
マラヤ連邦	50	1,917	16	2,426
中共	400	12,959	1	15,210
インド	2	2,264	12	3,090
ブルネイ	5,112	295,116	2,497	241,024
台湾	637	3,979	625	5,343
ベトナム	—	2,547	—	6,243
インドネシア	17,884	8,859	16,224	12,993
日本	74,438	10,007	102,364	13,076
タイ	—	17,510	—	11,883
イギリス	56,469	37,815	23,856	50,700
オランダ	33,152	1,831	15,978	1,691
西ドイツ	2,640	2,295	17,707	2,766
アメリカ	26,720	5,758	783	8,347
カナダ	124	1,290	94	1,144
オーストラリア	80,138	6,693	—	111
合計	515,762	443,335	606,767	422,612

出所： 在シンガポール総領事館報告

7-2 ブルネイ (Brunei)

7-2-1 一般概況

ブルネイは、3地域中唯一の土候国である。古い回教国で、16世紀のころには北ボルネオ、サワラクの大半までも支配したが、スペイン人の来攻をうけて Sultan の統制力が弱まり、19世紀に入り内乱が起つた。これを英人 James Brooke が鎮定したことからイギリスとのつながりが生まれ、1888年その保護領となり、1906年英連邦に加わつた。1959年新憲法を施行、国防、外交、国内治安問題のほかは自治制をとり、Sultan (現在は Sir Ornar Ali Saifuddin) が最高統治権となつており、英高等弁務官 (High Commissioner) は助言者の立場をとつている。立法議会 (Legislative Council)、行政審議会 (Executive Council)、枢密院 (Privy Council)

の3つの機関があつて、国政を行なつてゐるが、なかでも行政審議会は国策決定の重要な機関で、Sultanを議長に、職権議員7名、非官吏議員7名および高等弁務官の15名の議員で構成されている。

ブルネイは、5,765平方キロで英領ボルネオ全土のわずか3%、わが三重県と同じ広さしかなく、そのほとんどが山地と湿地帯で占められ、高温多湿の気候をもち、人口約85,000人、その半数がブルネイ人である。石油のおかげで個人所得税なしに財政がまかなえるほど裕福で、国民の生活水準も高い。海外投資も6~7億ドルといわれる。労働力不足のため近接国から技術者や労働者を募集しており、シンガポールの中国人マラヤ連邦のマレイ人、サラワクのイバン族などの渡来が目立っている。

7-2-2 産業、貿易

ブルネイは、石油の国である。月平均40万トンの原油の産出は、国土は小粒ながら、英領ボルネオの他の2地域の2.5倍ないし3倍の財政収入をあげさせ、年間国民所得1人当たり250ポンドの水準を維持させている。ことに、石油の利権料を含む国家財産収入と所得税だけで財政収入の90%を占めていることは、他の2地域が関税収入に大きく依存していることといちぢるしく対象的である。

鉱業のほかに、農業として、ゴム、米、セーゴ、ココナツト、野菜、果物の栽培があるが、林業は、むしろ、水源確保、木材資源の蓄積、土壌の培養などに主眼がおかれ、木材の輸出が禁止されているため、薪炭、ジエルトンゴムなどが林産物としてあげられる程度である。

ブルネイの貿易は、毎年230百万M\$以上の大幅な出超を記録している。輸出の大宗はもちろん石油で、9割以上を占める。1960年対日輸出は4.5百万M\$であつた。しかし、このほかサラワク経由のブルネイ産原油年間50百万M\$が日本に輸出されていることを思えば、実質的には、日本はブルネイ最大の輸出国のひとつである。

一方、輸入品としては、機械および車輛類(22%)、工業製品(21%)、食料品(14%)、映画フィルム(14%)、建築材料(12%)、化学品および医薬品(6%)などがある(%)は1958年の構成を示す)。

ブルネイでも、最近、国家開発5カ年計画(1962~67年)を公表したが、それには、経済の多様化、国民所得の増加、工業労働者の待遇改善、教育の普及、公共福祉の向上、文化芸術の振興、私企業の奨励などがうたわれ、経済成長最低6%、国民所得の増加最低4%、国民総所得の12%以上を開発投資にあてることを目標としている。

第22表 ブルネイの貿易収支

(単位：1,000マラヤ・ドル)

年 度	輸 出	輸 入	バ ラ ン ス
1958	326,878	88,666	(+) 238,212
1959	310,005	62,966	(+) 247,039
1960	255,388	62,879	(+) 192,509

出所： Brunei Annual Report. 1960

第23表 ブルネイの商品別輸出額

(単位：1,000マラヤ・ドル)

品 目	1958	1959	1960
原 油	300,429	292,597	240,066
生 ゴ ム	1,718	3,692	5,067
燃 料 用 薪	9	365	466
シ エ ル ト ン	500	484	354
天 然 ガ ス	620	635	673
牛 皮	—	1	2
水 牛 皮	18	24	19
わ に 皮	—	—	—
黒 こ し よ う	3	2	13
白 こ し よ う	43	80	98
そ の 他	7,594	12,125	8,630

出所： Brunei Annual Report. 1960

第24表 ブルネイの商品別輸入額

(単位：1,000マラヤ・ドル)

品 目	1958	1959	1960
食 料	13,171	12,744	13,306
飲 料 ・ タ バ コ	3,945	3,373	3,271
非 食 用 原 料	2,166	1,349	1,427
鉱 物 油 ・ 潤 滑 油	3,024	2,552	2,031
動 ・ 植 物 性 油	382	586	443
化 学 製 品 ・ 薬 品	4,879	3,448	4,186
工 業 製 品	14,279	10,860	11,072
機 械 ・ 運 輸 機 械	19,914	13,328	11,354
そ の 他 工 業 製 品	13,253	12,978	13,367
そ の 他 雑 貨	605	1,746	2,421
映 画 フ ィ ル ム	13,046	—	—

出所： Brunei Annual Report. 1960

7-3 北ボルネオ (North Borneo)

7-3-1 地勢、住民

北ボルネオは、ボルネオ島の北端に位し、面積76,115平方キロ（北海道よりやや小さい）、やはり果てしない無人の湿地帯密林となだらかな山脈におおわれた地域で、Crocker 山脈に属する霊峰キナバルの姿は美しい。

人口45万人（1960年）、うち首位を占めるのがDusun 族で14万6千人、華僑10万5千、Bajau族6万2千、Murut族2万2千の順となつている。この共通語には、マレイ語が話されている。

7-3-2 政治

日本軍の上陸以来3年半の占領期間を経て、1946年、イギリスの直轄植民地となり、サラワクと同じく、イギリス女王の任命した総督（Governor）が統治している。全国を四つの理事州（Residency）に分け、それぞれ理事官（Resident）をおき、Residency はさらにDistrict に細分され、District Officer をおいている。

1950年の新憲法施行にともない、総督の諮問機械として行政審議会（Executive Council）と立法参事会（Legislative Council）が設置された。

7-3-3 産業、貿易

北ボルネオは、農林業の国といえる。とくに、木材、生ゴム、コブラは、北ボルネオの3大輸出品である。とくに木材は、近年、日本への輸出が急増したため、1960年9,070万M\$（前年比48%増）いまや北ボルネオは木材ブームに沸いている。木材については、生ゴムが4,950万M\$（2万2千トン）、コブラが4,020万M\$（79,600トン）の外貨を稼いでいる。このうち、対日輸出は木材（64.7%）をはじめとして、ゴム（21.1%）、コブラ（62.1%）など、輸出総額の43.4%を占め、わが国はいまや北ボルネオ最大の顧客となつている。

しかし、一方、日本からの輸入は、繊維、鉄鋼、セメント機械類などが1,445万M\$にすぎず、これは北ボルネオ輸入総額の7.6%にしかない。その順位は、イギリス（20.6%）、インドネシア（13.1%）、アメリカ（10.5%）、フィリッピン（9.7%）香港（8.3%）について第6位という有様である。

1960年、北ボルネオの貿易額は、輸出222.6百万M\$、輸入195.9百万M\$、合計418.5百万M\$で、26.7百万ドルの受取超を示している。輸入品目の主なものには、採油用種子、米、煙草製品、石油製品、鉄鋼、自動車類などがあげられる。

第25表 北ボルネオの貿易収支

(単位：100万マラヤ・ドル)

年 度	輸 出	輸 入	バ ラ ンス
1 9 5 8	1 3 0, 4	1 2 8, 4	+ 2. 0
1 9 5 9	1 7 7, 6	1 5 5, 5	+ 2 2. 1
1 9 6 0	2 2 2, 6	1 9 5, 9	+ 2 6. 7

出所： North Borneo Annual Report, 1960

なお、右の木材、ゴム、コブラのほか、北ボルネオの産物としては、マニラ麻、葉煙草、米などの農産物、沿岸漁業の水産物、石材、さんご、砂、陶土などの鉱産物などがあげられるが、生ゴム、麻、煙草の第1次加工を除けば工業のみるべきものはなく、北ボルネオ政庁は、地場消費および輸出用として、主要産物の加工または製造の工業計画を歓迎している。

7-3-4 産業助成措置

北ボルネオも20百万米ドル(のち25百万米ドルに増加)をもつて1959~64年の開発計画に着手したようであるが、これとらんで、つぎのような産業助成措置が講ぜられている。

- (1) 北ボルネオでも、産業の多角化による経済基盤の増加をはかるため、1956年創始産業法(Pioneer Industries <Relief from Income Tax> Ordinance)を実施したが、これにより、北ボルネオの経済的要求または発展に相当であり、かつこれを振興することが北ボルネオの利益に合致するものと認められた産業は、Pioneer Industryの指定を受け、企業設立後最初の2年間は総利益に対する法人所得税(40%)を免除され、もしバイオニア工場、プラント、機械の取得による固定資本の支出が最初の2カ年のバイオニア期間中10万M\$を下らないときは、免税期間はさらに2カ年延長されるとともに、免税期間中に指定会社の利益から生じた配当金についても株主は課税を免除され、さらに、会社は免税期間中に生じた損失を不定期に繰越し、免税期間満了の際利益から差引くことができることになっている。
- (2) 1957年改正の個人所得税法(Income Tax Ordinance)により、ゴム、ココナットのプランテーション経営、または森林からの木材搬出のために要した資本的支出は、10年間にわたり課税対象たる利益から控除できることになった。
- (3) ココア、マニラ麻の栽培を奨励するため、1957年1月以降ココアの輸出税を10年間に免除されるとともに、マニラ麻も1962年まで半額免除される。
- (4) 北ボルネオ経済開発促進のための資金貸付と地場および海外からの民間投資奨励のため、1955年、北ボルネオ信用公社(The North Borneo Corporation)が設

立され、農工、公共事業などの個人または会社に広く貸付を行なっている。

8 附属資料

8-1 P I Oリスト

8-1-1 マラヤ連邦

<u>INDUSTRY</u>	<u>PRODUCTS</u>
1. Abrasive Manufacture	Hones, grinding and polishing stones
2. Agricultural Machinery	(1) Agricultural implements suitable for attachment to light and medium horse power tractors including trip dump scrapers, rotary cutters and grader blades (2) Power Driven Lawn Mowers (3) Self-propelled Rotary Cultivators (4) Tractor-mounted heavy duty Rotary Cultivators
3. Apiculture and Honey Products	(1) Bee colonies (2) Bee-keeping equipment (3) Bee wax (4) Honey, natural (5) Other honey products
4. Asbestos Cement Products	(1) Asbestos Cement Fabricated Products, All types (2) Asbestos Cement Pressure Pipes (3) Asbestos Cement Sheets, All types
5. Battery	(1) Dry Cells, All types including Radio Batteries (2) Flashing Batteries (3) Lead Acid Accumulators, All types (4) Parts for the manufacture of Lead Acid Accumulators
6. Brewing and Malting	(1) Beers (2) Stouts
7. Building	(1) Plaster Boards and Acoustic Ceiling Boards (2) Prefabricated Housing Units
8. Cable and Wire	(1) Cable Accessories and Fittings (2) Land and Submarine Cables, Wires and Conductors, All types
9. Chemical	(1) Abrasive Scouring Powder (2) Acetic Acid (3) Adhesives and Glues (4) Aluminium Sulphate (5) Aluminium Potassium Sulphate (6) Ammonium Chloride (7) Ammonium Sulphate

- (8) Bleaching Powder
- (9) Calcium Carbide
- (10) Carbon Black
- (11) Carbon Dioxide
- (12) Carbon Dioxide (Dry Ice)
- (13) Cement and Concrete Admixtures and Surface Treatments
- (14) Chemical Animal Feeds
- (15) Chlorine
- (16) Chlorinated Rubber
- (17) Cleansing and Scouring Products
- (18) Composite Building Blocks
- (19) Disinfectants
- (20) Ethyl Alcohol
- (21) Floor Polishes, strippers, sealers and cleaners in paste, cream, liquid, cake and powder form
- (22) Formic Acid
- (23) Furniture Polishes in paste, cream, liquid, cake and powder form
- (24) Germicide
- (25) Glutamic acid waste containing organic nitrogen suitable as adjuncts for soya sauce manufacture
- (26) Industrial Acids (other than Sulphuric, Formic and Acetic)
- (27) Liquid Ammonia
- (28) Liquid Anhydrous Ammonia
- (29) Matches
- (30) Mosquito Repellent Coils
- (31) Mineralising Chemicals for timber preservation
- (32) Napthalene Balls and Tablets
- (33) Shoe Polishes and Cleaners in paste, cream, liquid, cake and powder form
- (34) Sodium Glutamate
- (35) Sodium Hydroxide
- (36) Sodium Silicate
- (37) Starch
- (38) Sulphur
- (39) Sulphuric Acid
- (40) Synthetic Detergent
- (41) Titanium Dioxide
- (42) Urea
- (43) Zine Oxide

10. Coir Manufacture

Mats, ropes and other allied products

11. Confectionery

Sweets, Chocolates and Toffees

12. Container

- (1) Composite Containers of Cardboard and Metal

- (excluding pineapples, and rambutans),
 vegetables, Edible Fungi,
 Fish including Crustacea,
 Molluses, Cetacea and
 preparations thereof.
- (4) Canned and Bottled Meat,
 Poultry, Game and preparations
 thereof but excluding chicken
 and mutton curries.
- (5) Canned and Bottled Sauces and
 Gravies but excluding Curry
 Gravies
- (6) Canned and Processed Tuna
- (7) Canned Soups
- (8) Cheese
- (9) Condensed Milk, All Types
- (10) Corn Flour
- (11) Cooking and Preserving Salt
- (12) Custard Powder
- (13) Fish (Balls, Sausages, Meals
 and Powder)
- (14) Flavouring and Colouring
 Materials and Concentrates
- (15) Flavouring Essences, Fruit Bases
 and Tobacco Sauces
- (16) Fresh Milk - Pasteurised
- (17) Frozen Tuns
- (18) Glucose Powder
- (19) Iodised Salt
- (20) Jelly Crystals
- (21) Leaven
- (22) Molasses
- (23) Quick Frozen Foods
- (24) Raisley
- (25) Refined Sugar
- (26) Table Salt
21. Glass Manufacture
- (1) Glassware - All types
- (2) Tinted Glass
22. Grain Milling
- (1) Wheat Bran
- (2) Wheat Flour
23. Hand Trucks and Wheel
 Barrow Manufacture
- (1) Hand Trucks
- (2) Wheel Barrows
24. Iron and Steel
- (1) Pig Iron, Steel Ingots,
 Billets and Bars
- (2) Rolled sections of steel:-
 Channels, Beams, Bulb Plates,
 Flanges and Light Gauge Rails
- (3) Sponge Iron (of approximately
 95 percent iron content)
- (4) Steel Plates, Tin Plates,
 Steel Sheets, Steel Pipes and
 Cast Iron Pipes.

- (5) Wire Rods
25. Light Metal Manufacture
- (1) Aluminium and Aluminium Alloy Circles
 - (2) Aluminium and Aluminium Alloy Sheets, Flat and Corrugated
 - (3) Aluminium Household Utensils and Food containers - All types
 - (4) Aluminium roofing and wall cladding sheets
 - (5) Aluminium complete buildings
 - (6) Aluminium building frames and parts thereof
 - (7) Aluminium windows, sun-control equipment, and parts thereof
 - (8) Aluminium transport and static tanks, vehicles bodies, marine constructions, and parts thereof.
 - (9) Aluminium sinks
 - (10) Aluminium ladders
 - (11) Aluminium coagulating tanks and other rubber processing equipment.
 - (12) Aluminium Torch Light Shells
26. Machine Moulding
- Moulds for plastic and other articles
27. Metal Finishing Manufacture
- (1) Coloured Black (non-galvanized) Iron Sheets
 - (2) Ferrous Water and Sewerage Pipes
 - (3) Galvanized Iron Sheets
 - (4) Galvanized Steel Pipes and Tubings
 - (5) Galvanized Steel Wire
28. Metal Furniture Manufacture
- Metal furniture for use in household, hospitals, offices and schools.
29. Metal Manufacture
- (1) Childrens' Tricycles
 - (2) Crown Corks
 - (3) Embossed products made of tinsplate, excluding containers.
 - (4) Household Utensils, Iron and Steel
 - (5) Kerosene Stoves
 - (6) Lithographed and embossed products of aluminium, excluding containers
 - (7) Lithographed products made of tinsplate excluding containers
 - (8) Metal Louvre Window Frames and Fittings
 - (9) Metal Window, Doors and Frames
 - (10) Perambulators
 - (11) Prefabricated Metal Angles and Girders
 - (12) Steel Bolts, Nuts and Washers

- | | |
|--|---|
| | (13) Steel Rivets and Dog Spikes |
| | (14) Wire Weaving |
| 30. Mineral Oil Refining | (1) Aviation Turbo Fuel |
| | (2) Bitumen and Asphalt |
| | (3) Butane |
| | (4) Diesel Oils - All Types |
| | (5) Fuel Oils - All Types |
| | (6) Gas Oil |
| | (7) Kerosenes - All Types |
| | (8) Liquified Petroleum Gas |
| | (9) Motor Gasoline - All Types |
| | (10) Petroleum Napthas and Solvents |
| | (11) Propane |
| | (12) Refinery Gas (Light Hydrocarbons) |
| | (13) Special Boiling Point Spirit |
| 31. Mineral Products | Vermiculite Products - All Types |
| 32. Miscellaneous Metal Goods
and Metal Finishing | Zip Fasteners |
| 33. Miscellaneous Stationery
Goods Manufacture | (1) Ball Points |
| | (2) Carbon Paper - All Types |
| | (3) Erasers |
| | (4) Fountain Pens |
| | (5) Hectograph Sheets, Hectograph
Composition and Hectograph Ink |
| | (6) Ink Ribbons |
| | (7) Propelling Pencils |
| | (8) Stamping Pads and Stamp Ink |
| | (9) Stencils and Stencil Ink |
| | (10) Typewriter Carbons |
| | (11) Writing Ink and Fountain Pen Ink |
| 34. Motion Pictures | (1) Commercial Films for Exhibition |
| | (2) Film Sub-titles in the National
Language |
| 35. Musical Instruments | Pianos |
| 36. Paint | (1) Adhesives and Jointing Compounds |
| | (2) Artists' Oil Paints, Artists'
Oils and Artists' Varnishes |
| | (3) Artists' Watercolours |
| | (4) Cement Based Paints |
| | (5) Distempers, All Types |
| | (6) Enamels |
| | (7) Lacquers |
| | (8) Metal Pretreatment Products |
| | (9) Paints, All Types |
| | (10) Printing Ink and Allied Products |
| | (11) Varnishes |

37. Paper Products Manufacture
- (1) Consumer Packs - printed or unprinted boxes, cartons and containers made from paper, paperboard, duplex board, laminated board, chip-board, carton board plasticised paper and board (excluding corrugated and solid fibre board cartons and fittings)
 - (2) Counter reels of packing paper
 - (3) Drinking straws
 - (4) Eggs Filler Flats
 - (5) Paper Boxes and Bags
 - (6) Paper Cups
 - (7) Printed Wrappers
 - (8) Toilet Rolls
38. Paper and Pulp
- (1) Cardboard
 - (2) Fibreboard
 - (3) Paperboard
 - (4) Printing Paper - All Types
 - (5) Tissue Paper
 - (6) Wrapping Paper - All Types
 - (7) Writing Paper - All Types
39. Petroleum Products
- (1) Bitumen Impregnated Fabrics and Papers
 - (2) Bitumenous Compounds - All Types
 - (3) Emulsified Bitumenous Liquids
 - (4) Insulating and Acoustic Materials
40. Pharmaceutical
- (1) Antibiotics, All Types
 - (2) Bulk Medicines
 - (3) Ointments
 - (4) Patent Medicines
 - (5) Pharmaceutical Preparations (inclusive of Liquid Preparations, Sterile Injectibles and Tablets for Human and Veterinary Use)
 - (6) Specialised Infant and Invalid Foods
 - (7) Tablets, Coated and Uncoated
41. Photo-Lithographic Printing
- (1) Photo-Lithographic Printed Labels
 - (2) Photo-Lithographic Printed Text-books for schools
42. Plastic
- (1) Plastic Articles produced by compression moulding and High Frequency Welding
 - (2) Plastic Articles produced by Injection Moulding, Vacuum Forming Extrusion and Coatings
 - (3) Plastic Brushes, All Types
 - (4) Tooth Brushes

- | | | |
|-------------------------------|---|--|
| | (7) Plywood | |
| | (8) Shredded Woodwool | |
| | (9) Vacuum/Pressure impregnated timber | |
| 52. Toilet Preparations | (1) Brilliantines | |
| | (2) Cosmetic Creams | |
| | (3) Deodarants | |
| | (4) Face Powder | |
| | (5) Hair Cream | |
| | (6) Hair Dressings, Skin Lotions | |
| | (7) Hair Restorer | |
| | (8) Lipstick | |
| | (9) Nail Preparations | |
| | (10) Shampoos | |
| | (11) Synthetic Perfumes (including
Enfluerage Greases and
Perfumery Compounds) | |
| | (12) Talcum, Dusting, Medical and
Baby Powders | |
| | (13) Tooth Paste | |
| 53. Tyre Manufacture | Vehicle Tyres and Tubes, all
types excluding bicycle tyres,
and tubes and solid tyres | |
| 54. Umbrella Manufacture | Umbrellas and Parasols | |
| 55. Vegetable Oil Milling | (1) Groundnut Cake | |
| | (2) Groundnut Oil | |
| | (3) Peanut Butter | |
| 56. Vehicles | Bicycles and Parts thereof | |
| 57. Wire and Wire Manufacture | Bright drawn steel wires | |
| 58. Wire Products | (1) Barbed Wire | |
| | (2) Chicken Netting | |
| | (3) Panel Pins | |
| | (4) Wire Nails | |

8-1-2 シンガポール

<u>INDUSTRIES</u>	<u>PRODUCTS</u>
1. Animal Feed Preparation	† Animal Feedmix
2. Manufacture of Building Materials from Cypsum	(1) Lining Board (2) Ceiling Board (3) Acoustic Tiles
3. Bitumen Manufacturing	† Bitumen
4. Cement Manufacturing	† Cement
5. Ceramics Manufacture	Ceramic

INDUSTRIESPRODUCTS

- | | | | |
|-----|--|-------|--|
| 6. | Chemicals | x(1) | Aluminium Sulphate |
| | | x(2) | Brake Fluids |
| | | x(3) | Copper Sulphate |
| | | x(4) | Ferrous Sulphate |
| | | x(5) | Formic Acid |
| | | x(6) | Glutamic Acid |
| | | x(7) | Glutamic Acid Hydrochloride |
| | | x(8) | Hydrochloric Acid |
| | | x(9) | Monosodium Glutamate |
| | | x(10) | Naphthalene Balls & Tablets |
| | | x(11) | Nitric Acid |
| | | (12) | Regenerated Lubricating Oil |
| | | x(13) | Sulphuric Acid |
| | | x(14) | Yeast |
| 7. | Confectionery | x(1) | Chewing |
| | | x(2) | Chocolates |
| 8. | Manufacture of Continuous
Welded Steel Tubes and
Pipes | (1) | Steel tube, black or galvanised
from 1/4" to 5" internal diameter
inclusive. |
| | | (2) | Steel pipe, black galvanised or
lined and wrapped, 5" to 20"
inclusive. |
| 9. | Electrical Apparatus | | Switchgear |
| 10. | Electrical Appliances | (1) | Cookers (Domestic) |
| | | (2) | Refrigerators (Domestic) |
| | | (3) | Room Air-Conditioners
(Domestic up to 2 h.p.) |
| | | (4) | Self-Contained Packaged
Air-conditioners, over 2
h.p. up 60 h.p. |
| 11. | Manufacture of Electric
Filament Light Bulbs,
Fluorescent Lamps and
Flashbulb for Photography | (1) | Electric Filament Light Bulbs,
Domestic Type. |
| | | (2) | Electric Filament Light Bulbs
for Flashlight. |
| | | (3) | Electric Filament Light Bulbs
For Motor-Vehicles. |
| | | (4) | Fluorescent Lamps & Tubes. |
| | | (5) | Flashbulbs for Photography |
| 12. | Electrical Supplies | (1) | Cables, all types |
| | | (2) | Domestic Switches |
| | | (3) | Lamp Holders |
| 13. | Food Preparation | x(1) | Condensed Milk, all types |
| | | x(2) | Sterilized Reconstituted Milk. |
| 14. | Grain Milling | x(1) | Atta |
| | | x(2) | Other by-products produced
by milling wheat into flour. |
| | | x(3) | Pollards |

<u>INDUSTRIES</u>		<u>PRODUCTS</u>	
24.	Rubber Products Manufacture		Rubberised Coir Sheets.
25.	Steel Making & Rolling	* (1)	Billets
		* (2)	Ingots
		* (3)	Rolled Steel Products.
26.	Structural Clay Products Manufacture		Clay Sewer Pipes
27.	Television Assembling		Television Sets.
28.	Textiles	* (1)	Baby Napkins
		* (2)	Cotton Wool
		* (3)	Gauze, Lint and other medical dressings.
		* (4)	Sanitary Towel.
29.	Toilet Preparations	*	Baby Powder
30.	Wire Manufacture	(1)	Galvanised Iron Wire.
		* (2)	Hard Drawn Bright Iron Wire
		* (3)	Hard Drawn Bright Steel Wire
		* (4)	Staples, Screws and other Wire Products.
		* (5)	Wire Nails.

Note:

* Products (Marked with an asterisk) have been or will be manufactured by companies which have already been granted Pioneer Status.

8-1-3 北ボルネオ

<u>INDUSTRY</u>	<u>PRODUCTS</u>
1. Chemical Production	Agar-agar
2. Veneer Manufacture	Veneer
3. Manufacture of Metal Containers	Metal Containers
4. The frozen, preparation and canning of fish	Frozen Fish (including Prawns), Canned Fish (including Prawns) and Fishmeal.
5. The formulation by mechanical blending of fertiliser mixtures, the formulation by mechanical or manual means of Latex Stimulant, Tree Killer and Shell Bait	Fertilisers, herbicides, fungicides, insecticides, and latex stimulants
6. Manufacture of Vegetable oil	Coconut oil and subsidiary products

INDUSTRY

PRODUCTS

- | | | |
|----|---|---------------|
| 7. | Manufacture of ice or a commercial scale for wholesale distribution | Ice |
| | wholesale storage of frozen food | Frozen food |
| 8. | Manufacture of toilet paper | Toilet Paper. |

8-1-4 サラワク

INDUSTRY

1. Cement
2. Particle Board
3. Reinforced Plastic Products
4. Metal Containers
5. Knitted Products
6. Veneer
7. Plywood
8. Printed Batak Cloth
9. Rubber Goods and Latex Foam Goods
10. Biscuits
11. Ramin Mouldings
12. Wooden Sandals
13. Fully Refined Sago
14. Venetian Blinds

1. PRODUCTS WHICH THE ECONOMIC DEVELOPMENT BOARD
WISHES TO SEE MANUFACTURED IN SINGAPORE

PRODUCTS	Annual Turnover by Quantity	Annual Turnover by Value (M\$'000)
<u>CHEMICAL</u>		
1. Calcium Carbide	10,000 tons	3,300
2. Calcium Cyanamide	4,000-5,000 tons	800-1,000
3. Ammonia (calculated as Ammonium Sulphate)	120,000-180,000 tons	20,000-30,000
4. Ammonia (to be sold in bottles as pure Amonis)	2,000-3,000 tons	1,500-2,000
5. Caustic Soda (NaOH)	5,000-6,000 tons	900-1,080
6. Detergents (Only Dodecylbenzene-sulfonates)		2,000-3,000
7. Pharmaceuticals		2,000-3,000
8. Essential Oils		1,000-2,000
9. Welding Electrodes .5	1,000 tons	1,000
10. Tanneries:		
Light Leather	50,000 sq. ft.	350
Heavy Leather	150 tons	400
		<u>750</u>
11. Tannic Extracts	700 tons	100
12. Garbage Plant (Fertilizers)		
First Stage	15,000 cu. metres.	150
Plus Industrial Residue		50
		<u>200</u>
(Turnover to be enlarged 4-5 times in course of time)		1,000

PRODUCTS	Annual Turnover by Quantity	Annual Turnover by Value (M\$'000)
13. Alumina from Bauxite	20,000-30,000 tons	
14. Rubber products (various articles, mainly belts and conveyors)		2,000-3,000
15. Paper (First Stage)	6,000-10,000 tons	4,000-6,000
16. Acetic Acid	1,000 tons	

METAL WORKING & MECHANICAL
ENGINEERING INDUSTRIES

1. Steel pipe, 1/2" to 12" bore	20,000 tons	12,000
2. Oil Drums	50,000 nos.	1,000
3. Water Meters	20,000 nos.	500
4. Sewing Machines	60,000 nos.	6,000
5. Bicycles	100,000 nos.	8,000
6. Nuts & Bolts	1,700 tons	1,500
7. Ship building & ship repairing:		
1st stage: maximum size of vessel 1,500 G. R. T.		12,000
2nd stage: maximum size of vessel 10,000 G. R. T.		

ELECTRICAL INDUSTRIES

1. Motors 1/8-25 h. p.		1,500
2. Transformers		300
3. Switchgear & Control Panels	1,500 nos.	1,500

PRODUCTS	Annual Turnover by Quantity	Annual Turnover by Value (M\$'000)
4. Electrical cable, rubber & p. v. c. insulated (excluding telegraph and telephone cable)	2,500 tons	5,500
5. Window air condition- ing units	5,500 nos.	4,000
6. Refrigerators (not greater than 12 cu. ft.)	10,000 nos.	5,000
7. Fans-ceiling, table, pedestal, exhaust	40,000 nos.	3,000
8. Radio (non-transistor), mains and battery operated.	30,000 nos.	4,500
9. Assembly of T. V. sets	25,000 nos.	10,000

BUILDING MATERIALS

1. Bricks	15,000,000 nos.	1,500
2. Glass, sheet and plate	15,000,000 sq. ft.	5,000
3. Ceramics:		
Sanitary ware	50,000 pieces	1,500
Wall Tiles	3,000,000 sq. ft.	2,000
4. Plywood	25,000,000 sq. ft.	6,500
5. Wall Board	15,000,000 sq. ft.	1,500

FOOD

1. Vegetable oil and fats (Solvent Extraction Process)	100,000 tons	70,000
2. Grain Silo	10,000-20,000 tons	100-200

8-3 企業関係法令リスト

8-3-1 マラヤ連邦

- Companies Ordinance, (No. 13 of 1946)
(会社法)
- Income Tax Ordinance, (No. 48 of 1947)
(所得税法)
- The Exchange Control Ordinance, (No. 57 of 1953)
(為替管理法)
- The Customs Ordinance, (No. 42 of 1952)
(関税法)
- Malayan Trade Classification (Federation of Malaya and Singapore)
and Federation of Malaya Customs Tariff, (1962)
(職業分類および関税率表)
- The Employment Ordinance, (No. 38 of 1955)
(雇用法)
- Employees Provident Fund Ordinance, (No. 21 of 1951)
(従業員年金法)
- The Workmen's Compensation Ordinance, (No. 85 of 1952)
(従業員災害補償法)
- Trade Unions Ordinance, (No. 23 of 1959)
(労働組合法)
- The Trade Disputes Ordinance, (No. 4 of 1949)
(労働争議法)

8-3-2 シンガポール

- The Companies Ordinance, (Chapter 174)
(会社法)
- Income Tax Ordinance, (Chapter 166)
(所得税法)
- The Pioneer Industries (Relief from Income Tax) Ordinance, (No. 1
of 1959)
(創始産業法)
- The Local Government Ordinance, (No. 24 of 1957)
(地方政府法)
- The Planning Ordinance, (No. 12 of 1959)
(計画法)
- The Trade Marks Ordinance, (Chapter 185)
(商標法)
- United Kingdom Designs (Protection) Ordinance, (Chapter 177)
(デザイン法)

- Registration of United Kingdom Patents Ordinance, (Chapter 181)
(特許法)
- Business Names Ordinance, (Chapter 171)
(商号法)
- The Control of Manufacture Ordinance, (No. 14 of 1959)
(製造業管理法)
- The Control of Manufacture Rules, (No. 14 of 1959)
(製造業管理規則)
- The Factories Ordinance, (1958)
(工場法)
- The Banking Ordinance, (No. 1 of 1962)
(銀行法)
- The Labour Ordinance, (No. 40 of 1955)
(労働法)
- The Trade Unions Ordinance, (Chapter 154)
(労働組合法)
- The Shop Assistants Employment Ordinance, (No. 13 of 1957)
(工場助手雇用法)
- The Clerks Employment Ordinance, (No. 14 of 1957)
(書記雇用法)
- The Central Provident Fund Ordinance, (Chapter 150)
(中央年金法)
- The Central Provident Fund (Amendment No. 2) Ordinance, (No. 15 of 1955)
(中央年金第2修正法)
- The Central Provident Fund (Amendment) Ordinance, (No. 16 of 1957)
(中央年金修正法)
- The Workmen's Compensation Ordinance, (Chapter 157)
(労働者補償法)
- Fire Insurance Companies Ordinance, (Chapter 177)
(火災保険会社法)
- The Life Assurance Companies Ordinance, (Chapter 178)
(生命保険会社法)
- The Motor Vehicles (Third-party Risks and Compensation) Ordinance, (No.1 of 1960)
(自動車法)
- The Control of Imports and Exports Ordinance, (Chapter 214)
(輸出入管理法)
- Registration of Imports and Exports Ordinance, (Chapter 261)
(輸出入登録法)

- The Exchange Control Ordinance, (Chapter 216)
(為替管理法)
- The Customs Ordinance, (No. 44 of 1960)
(関税法)
- The Customs (Duties) Order, (S.L. 11 of 1962)
(関税令)
- The Customs (Dumping and Subsidies) Ordinance, (No. 3 of 1962)
(関税 - 反ダンピング法)
- The Tariff Advisory Commission Ordinance, (No. 23 of 1962)
(関税委員会法)
- The Customs (Duties) Order, (1962)
(関税令)
- The Customs (Protective Duties) Order, (1960)
(関税令)
- The Customs (Protective Duties) Order, (1962)
(関税令)

